【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】東海財務局長【提出日】2025年11月26日

【事業年度】 第13期(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】 ワンダープラネット株式会社

【英訳名】 WonderPlanet Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 常川 友樹 【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番18号

【電話番号】 052-265-8792

【事務連絡者氏名】 取締役COO兼CFO 佐藤 彰紀

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番18号

【電話番号】 052-265-8792

【事務連絡者氏名】 取締役COO兼CFO 佐藤 彰紀

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
		2021年8月	2022年8月	2023年8月	2024年 8 月	2025年8月
 - 売上高	(千円)	3,585,606	3,422,040	3,464,236	2,449,916	2,316,539
 経常利益又は経常損失()	(千円)	261,057	1,291,273	28,227	113,242	153,522
当期純利益又は当期純損失 ()	(千円)	825,457	1,887,307	236,130	92,261	131,578
持分法を適用した場合の投資 利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	348,207	354,219	573,229	574,229	575,708
発行済株式総数	(株)	2,189,712	2,200,412	2,592,412	2,594,412	2,598,212
純資産額	(千円)	2,365,456	427,868	629,757	736,871	595,367
総資産額	(千円)	3,711,265	2,999,589	2,061,805	2,146,463	1,984,664
1株当たり純資産額	(円)	1,080.25	198.84	247.57	284.40	233.52
1株当たり配当額		3.50	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失()	(円)	397.24	876.24	98.45	36.26	51.63
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益	(円)	393.17	-	-	36.22	-
自己資本比率	(%)	63.7	14.3	30.5	33.7	30.0
自己資本利益率	(%)	48.4	-	-	13.6	-
株価収益率	(倍)	4.9	-	-	25.6	-
配当性向	(%)	0.9	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	17,034	890,000	331,237	298,889	310,079
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	83,518	399,567	255,159	248,363	4,135
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	684,908	645,745	152,308	13,444	231,023
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	1,847,322	1,203,499	769,411	1,330,108	1,255,186
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	204 [15]	199 [14]	175 [13]	146 [5]	136 [2]
株主総利回り	(%)	-	81.9	58.2	47.8	65.2
(比較指標:TOPIX(配当込 み))	(%)	(-)	(102.5)	(125.2)	(148.9)	(173.1)
最高株価	(円)	5,490	3,910	1,873	1,888	1,415
最低株価	(円)	1,825	985	1,000	744	593
└────────────────────────────────────	= <i>七 </i>		- '='# A 1	中に ほっ 十亜 か	/CZ 244151 TE 655 TO 144	グレー・レーリナコ

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2 . 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため、記載しておりません。
 - 3.第10期、第11期、第12期及び第13期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

有価証券報告書

- 4.第10期、第11期及び第13期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 5. 当社は2021年6月10日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第9期の潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、新規上場日から第9期の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定してお ります。
- 6. 第10期、第11期及び第13期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 7. 第10期、第11期及び第13期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 8.従業員数は就業人員の合計であり、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均就 労人員を[]内に外数で記載しております。
- 9.第9期の株主総利回り及び比較指標については、2021年6月10日をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、記載しておりません。
- 10.最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。 なお、2021年6月10日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。
- 11.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第10期の期首から適用しており、第10期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

当社代表取締役社長CEOの常川友樹は、2012年9月に当社を設立し、当社事業を本格的に開始しております。 設立以降の当社に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	プラ社に依る経緯は以下のこのりであります。 概要
2012年 9 月	スマートフォン向けアプリケーション事業を目的として、名古屋市中区にワンダープラネット株式会
	社(資本金10万円)を設立
	「くるるファンタズマ」をリリース(2015年 5 月配信終了)
2013年 5 月	「パニックファーム」をリリース(2015年 5 月配信終了)
2013年10月	本社を名古屋市中区内で移転
2014年 1 月	「スラッシュオブドラグーン」をリリース(2015年 8 月配信終了)
2015年 7 月	「クラッシュフィーバー」を国内にてリリース
2015年12月	東京オフィスを東京都港区に開設
2016年 4 月	東京オフィスを東京都新宿区に移転
2016年 5 月	「クラッシュフィーバー」の繁体字版をリリース(2023年12月配信終了)
2016年10月	「クラッシュフィーバー」の英語版をリリース(2023年12月配信終了)
2016年12月	タノシム株式会社を子会社化
	本社を名古屋市中区内で移転
	東京オフィスを東京都渋谷区に移転し渋谷オフィスに改称
	「LINE グラングリッド」を国内にてリリース(配信:LINEヤフー株式会社)(2017年 8 月配信終
	了)
2018年3月	「ジャンプチ ヒーローズ」を国内にてリリース(配信:LINEヤフー株式会社)(2024年 3 月配信終
	了)
2018年 8 月	渋谷オフィスを東京都渋谷区内で移転
2018年 9 月	タノシム株式会社を吸収合併
2019年4月	│ 株式会社スクウェア・エニックスとの協業タイトル「VALKYRIE ANATOMIA - THE ORIGIN - 」英語版・
	繁体字版をリリース(2020年8月配信終了)
2019年 6 月	│「ジャンプチ ヒーローズ」繁体字版をリリース(配信:LINEヤフー株式会社)(2024年 3 月配信終 │
	了)
2020年2月	本社を名古屋市中区内で移転
2020年4月	「DecoLu (デコル)」を国内にてリリース (配信:株式会社Annex) (2021年11月配信終了)
2020年8月	一次谷オフィスを東京都品川区に移転し東京オフィスに改称
2020年 9 月	「この素晴らしい世界に祝福を!ファンタスティックデイズ」繁体字版をリリース(2022年11月配信 44.73、
0000年40日	
2020年12月	「おねがい、俺を現実に戻さないで!シンフォニアステージ」を国内にてリリース(2021年6月配信 終了)
2021年6月	│ ^{終 〕}
2022年4月	宋宗証が取引所マップス市場に称れて工場 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所のマザーズ市場からグロース市場に移行
2022年4月	「アリスフィクション」を世界同時リリース(2024年9月配信終了)
2022年 7 月 2023年 1 月	John John John John John John John John
2023年 5 月	東京オフィスを東京都千代田区に移転
2024年6月	「パンドランド」を国内にてリリース
2025年4月	「パンドランド」海外版をリリース
2025年 9 月	ハン・ファイス 100
	ターテインメント)

3【事業の内容】

当社は、「楽しいね!を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げており、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね!」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を主たる事業とし、Apple Inc.、Google LLCが運営するプラットフォーム等を通じてユーザーに提供しております。

また、当社は、「モバイルゲーム事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。 (注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

1. モバイルゲーム事業について

当社の提供するタイトルは、ユーザーが無料でダウンロードして楽しむことができ、アプリ・ゲーム内での一部アイテムの獲得や機能拡張を行う際や月額での課金が必要となるフリーミアムモデルを採用しており、ユーザーからの課金や広告視聴によって得られる収益が当社の収入となります。

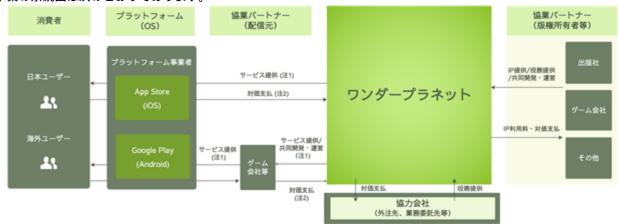
当社モバイルゲーム事業は、主に自社開発によるオリジナルタイトル及び協業パートナーとの共同事業タイトルの二つの形態があり、それらのうち、当社がプラットフォームを通じて直接配信を行うタイトルは、課金収入や広告収入から協業パートナーへの収益分配額を控除した金額を当社売上高として計上しており、プラットフォームからは課金収入より手数料を除いた金額を受領しております。一方で、協業パートナーが配信を行うタイトルは、当社が契約に基づき協業パートナーから受領する収益分配額や、一定の基準を超過した場合に得られる成功報酬を当社売上高としております。なお、共同事業タイトルの場合、協業パートナーから開発・運営に係る費用の全額、又は一部を対価として受領しており、契約形態等に基づき当社売上高として計上することがあります。タイトル毎にリスクやリターンの見極めを行い、配信の方式や協業の内容を検討のうえ事業展開を行っております。

なお、他社から受託したモバイルゲームの開発・運営により収入も得ております。

当事業年度末現在の提供タイトルは次のとおりであり、その他有力IPタイトルの開発にも取り組んでおります。

タイトル	製作・配信元	協業パートナー	言語	サービス内容
クラッシュフィーバー	当社	なし	日本語	明るくポジティブな仮想世界を舞台に、画面をタップするだけの簡単操作で楽しめるブッ壊し!ポップ RPG
パンドランド	当社	株式会社ゲームフリー ク	日本語 繁体字 英語 韓国語	未開の地が広がる「パンドランド」と呼ばれる世界を舞台に、探検隊の隊長となって伝説のお宝を探す旅に出るカジュアル海洋冒険譚RPG!

事業の系統図は次のとおりであります。



- (注) 1. ユーザーへの提供は、当社がプラットフォームを通じて直接ユーザーにサービス提供を行う場合と、 協業パートナーを通じて行う場合があります。
 - 2.ユーザーが購入したアイテム等の代金のうち、プラットフォーム利用に係る手数料や協業パートナーへの収益分配額を控除した金額や受託開発タイトルの対価を受領する場合があります。

2. 当社の特徴及び強みについて

当社は、自社開発によるオリジナルタイトル及び協業パートナーとの共同事業タイトルの提供を行っており、高い成長性の確保と安定的な収益基盤の構築に努めております。

- a 自社開発によるオリジナルタイトル (「クラッシュフィーバー」) 開発・運営に係るコスト負担が大きくなる一方で、得られる収益も大きくなるため、ヒット時に会社の成長に大きく寄与する特徴があります。
- b 共同事業タイトル(「パンドランド」)

協業パートナーとの費用負担や役務分担、収益分配の内訳はタイトル毎に異なるものの、当社拠出費用抑制を重視し、そのトレードオフで事業利益が緩やかな拡大となる特徴があり、強みとしている長期運営力を活かし、中長期での累計収益確保に努めております。また、知名度の高い他社IP(注3)を活用したタイトル開発・運営にも取り組んでおります。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組んでおります。

当社は、今までの有力IPゲーム及びオリジナルゲームでの強みを活かしたヒット実績、カジュアル、グローバル、長期運営のノウハウを有していることから、当社の強みを「日本を代表するIPを安心して託していただける会社」と認識しており、IPホルダーとの関係構築として、IPタイトルヒット実績をもとに新たな協業タイトルの創出に注力しております。そして継続的なIPゲームの開発に取り組むとともに、各タイトルの品質向上やゲームの面白さといったユーザー価値、ビジネス価値の創出にかける時間の最大化を目的とし、低コスト・短期間・高品質な開発・運営を実現すべく、独自開発基盤「SEED」の構築や整備に取り組んでおります。

(注) 3 . Intellectual Propertyの略。著作権等の知的財産権のこと。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

なお、当社は非連結子会社1社を有しておりますが、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

2025年8月31日現在

従業員数(名) 平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
136 [2]	35.0	6.5	5,482

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)は年間の平均人員を 「]内に外数で記載しております。
 - 2.当社は、モバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。なお、2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。
 - 3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

(3)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針・経営戦略等

当社は、「楽しいね!を、世界中の日常へ。」というミッションの実現に向け、当社の原点に立ち戻り「誰でも遊べて、奥が深い。」モバイルゲーム開発を追求、すなわち、国内市場及びグローバル市場をターゲットにしたモバイルゲームの企画・開発・運営に今後も注力していく方針であります。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組んでおります。

既存タイトル・サービスについては中長期にわたる安定運営による収益の維持、新規タイトル・サービスについては、世界中の人々へ様々な楽しさや感動、新しい体験を届けるため、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに合ったプロダクトの開発・提供、効果的なプロモーション、多種多様なパートナーとの協業による事業機会の拡大を積極的に推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底します。

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、成長フェーズにある企業であるため、短期的な経営指標の変動ではなく、中長期的な成長を図るため、 既存タイトル・サービスの維持・拡大と、新規タイトル・サービスや成長領域への戦略的な投資を両立したうえ で、売上・利益ともに拡大し企業価値の向上を図ることを重視しております。また、経営上の指標として、タイト ル・サービス毎のユーザー数を重視しており、多くのユーザーに長期的に楽しんでいただける運営に努めておりま す。

(3) 経営環境

ゲーム市場のうち最も大きな割合を占めるモバイルゲーム市場は全世界で約12.4兆円(2024年)と言われております。エリア別に見ると、最大の市場は北米の4.1兆円となっておりますが、海外の各エリアや国単位でも、それぞれまとまった市場規模を有しており、各エリア、国単位でのシェア拡大の重要性を当社も認識しており、今後もシェア拡大を目指してまいります。

(出典:角川アスキー総合研究所「ファミ通モバイルゲーム白書2025」)

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、モバイルゲーム事業を推進しており、以下の主要課題に取り組んでまいります。

魅力的なプロダクト・サービスの提供

当社は「楽しいね!を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね!」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

また、当社は、《技術で世界のスキマ時間を夢中に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、『THE JAPAN IP』を安心して託される唯一無二の会社になることを目指しています。そのため、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組むことにより、収益基盤の拡大と安定化を図ることが重要な課題であると考えております。

海外市場展開の強化

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、趣味嗜好の多様化やグローバル化がより一層進行し、近年、日本並びに世界のモバイルゲーム市場を取り巻く競合環境の変化が以前にも増して著しくなってきております。その市場環境において当社が事業成長を進めていくためには、国内だけでなく、今後より一層の成長が見込まれる海外市場に当社のプロダクト・サービスを提供していく必要があると考えております。

具体的には、各地域の国民性や言語、デバイスの普及状況等に鑑みて、今後もプロダクト・サービスの企画・開発・運営に取り組んでいく方針であります。また、当社単独での展開のみでなく、国内外の有力なパートナーとの協業による展開も積極的に推進し、リスクの低減を図ります。

ゲームの安全性及び健全性の強化

モバイルゲームにおいては、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準での有料アイテム出現確率に関する問題、未成年による高額課金問題等が社会的な問題となっております。当社は、こうした状況を踏まえ、ゲーム業界の健全性や成長性を損なうことのないように対応していくことが、重要な課題であると認識しており、各種法的規制や業界団体のガイドラインを遵守しております。

ユーザー獲得及びエンゲージメントの強化

当社が提供するタイトル・サービスのユーザー数の増加及び維持が、業績拡大のための重要な要素であると考えております。そのため、既存プロダクト・サービスについてはユーザーからの継続的な愛着を醸成することを意識し、中長期にわたる安定運営による利益の維持を図っていく方針であります。新規タイトル・サービスについては、ユーザーニーズの的確な把握や、ニーズに合った企画・開発・運営、並びに効果的なプロモーションを積極的に推進するとともに、開発スケジュールや費用の管理を徹底し、収益力の向上を図ります。

組織体制強化のための人材採用と教育

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。開発部門を中心に極めて高度な専門性を有する人材が必要であることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。また、従業員のモチベーションを引き出す人事評価制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

内部統制及びコンプライアンス体制、リスクマネジメントの強化

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部統制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

システム基盤の強化

当社は、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、ユーザー数増加に伴うシステムの負荷分散や稼働状況の監視等の取り組みが必要となります。 当社は、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

技術革新への対応と生産性向上の取り組み

当社が事業展開するモバイルゲーム市場においては、技術革新が常に行われており、先端的なテクノロジーを 基盤にした新たなサービスやデバイス等の普及に伴う技術革新への対応を適時かつ適切に進めることが、事業展 開上の重要な要素であると認識しており、継続的な対応を図っていく方針であります。

当社では、技術選定やワークフローの標準化、ナレッジの共有化を図るために開発基盤の整備を進めており、ゲーム開発における低コスト、短期間、高品質の実現を目指しております。また、バーチャルオフィスの定着、電子データを前提とした業務、リモートワーク環境補助、フレックス制度といったフルリモートワークに最適化された業務環境における当社の働き方をベースとし、AIの活用を全社的に推進することで、単なるコスト削減ではなく、プロダクトの品質向上に注力し、同じ人員・コストでよりクオリティの高いモバイルゲームの提供を目指してまいります。

財務基盤の安定化

当社は、収益基盤の維持・拡大とともに、費用対効果を慎重に検討し、各種コストの見直し及び必要な資金の確保を継続的に行うことで財務基盤の強化を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社は、「楽しいね!を、世界中の日常へ。」をミッションとし、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や 友達と「楽しいね!」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽し めるプロダクト・サービスを創り、持続可能な社会の実現と社会貢献・企業価値の向上に取り組んでおります。

当社は、継続的なプロダクト・サービスの提供及び持続的な成長を目指すにあたり、サステナビリティへの取り組みは重要な経営課題として捉えております。

(1) サステナビリティ全般

ガバナンス

当社は、中長期的な企業価値向上のため、今後、サステナビリティに関する取り組みを拡充する必要があると考えており、その具体的対応については、取締役会等で審議のうえ、実施・改善へと進めます。当社のガバナンスに関しては、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」をご参照ください。

リスク管理

当社では、「リスクコンプライアンス管理規程」等に基づく体制構築や、取締役会や執行役員会等の社内会議、内部監査、弁護士等の外部専門家との連携を通じ、リスクの識別、評価、対策立案を行い、リスクの未然防止や会社の損失最小化に努めております。サステナビリティ関連の課題についても、取締役会等で検討のうえ必要な対応を行います。

(2) 人的資本

戦略

当社は、今後更なる事業拡大を推進するにあたって、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると考えております。開発部門を中心に極めて高度な専門性を有する人材が必要であることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用するとともに、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。また、入社年数、年齢、国籍、性別等を区別することなく能力のある優秀な従業員が平等に管理職登用への機会が得られるような人事評価制度や福利厚生等の人事制度の構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、様々な分野で活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。

当社は、社員のモチベーション維持・向上や人材育成の一環として、毎月全従業員が参加し事業方針や社内情報を共有する全体会の開催とその中での従業員表彰の実施、メンター制度の導入や定期的な上長との個別面談(1 on 1)の実施、半年毎の考課と報酬の見直し、スキルアップ研修やeラーニング等を実施しております。また社内環境整備を目的として、従業員の健康促進や心身の健康サポート(ストレスチェックや産業医との面談)の実施や社内相談窓口の設置、リモートワークやフレックス制度の導入、時間単位有給休暇制度の導入等を実施しております。今後も従業員が柔軟な働き方を選択し、能力を十分に発揮できる働き方や環境づくりに努めてまいります。

指標及び目標

現在、女性、外国人、中途採用者等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりませんが、具体的な目標設定や状況の開示については、今後の課題として検討してまいります。

当社は、従業員が活躍できる環境の整備を行うため、労働時間の削減及び有休休暇取得率の向上を図り、正社員・契約社員の平均残業時間を10%以上減少させることを目指しております。今後は育児、介護等に応じた短時間勤務等の制度が利用しやすいよう、制度の改善・周知に取り組み、従業員が働きやすい環境を提供することで離職防止にも繋げていきたいと考えております。

3【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスクが顕在化する可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) モバイルゲーム市場について

当社は、モバイルゲーム事業を主たる事業領域としていることから、PCやコンソール、スマートフォンも含めたゲーム市場全体の動向が当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社が属するモバイルゲーム業界を取り巻く環境については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営環境」に記載のとおりであります。

当社では、上記の経営環境に関する統計に基づき、今後もモバイルゲーム市場が安定的に推移することを事業展開の前提とし、ユーザーニーズを的確に捉え、これまでに培ったモバイルゲームの企画・開発・運営のノウハウを活かすことで市場での競争力を高めていくことを想定しております。しかしながら、今後、当社の予期せぬ要因によりモバイルゲーム市場に変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) プラットフォーム事業者について

当社のモバイルゲームは、Apple Inc.が運営するApp Store及びGoogle LLCが運営するGoogle Play等のプラットフォームを通じて海外を含む多くのユーザーに提供しております。当該プラットフォーム事業者の事業戦略の転換、手数料率の変更等が実行された場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。当該リスクに対し、プラットフォーム事業者の動向については、業界団体等からの情報収集を行うことで適切に対応することを想定しております。

(3) 競合について

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っておりますが、類似サービスを提供する企業等は多数存在しており競争は激化しております。当社ではこれまでに培ったモバイルゲームの開発・運営のノウハウを活かし、ユーザーニーズを的確に捉え、競合他社と差別化したサービスを提供することを想定しております。しかしながら、今後、競争激化によりユーザー数の減少等の変化が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) ユーザーの嗜好の変化について

当社は、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っておりますが、競合となるモバイルゲームは多数存在しております。ユーザーの嗜好の変化に対応するため、ユーザーニーズの的確な把握や、それに対応するサービスの提供に努めておりますが、それらが何らかの要因により困難となった場合には、想定していた収益が得られず、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(5)協業パートナー等の動向について

当社は、モバイルゲームの開発・運営を行う際、第三者との協業によりこれらを推進することがあります。協業タイトルは、自社単独での開発・運営に比べて収益性は低下するものの、各種役務や費用を協業パートナーと分担することでリスクの低減を図ることができるほか、強みの異なるパートナーと組むことでより魅力的なタイトルを生み出すことに繋がると考えております。

次に、当社では第三者が権利を保有するキャラクター等の利用に関するライセンス契約等を版権所有者と締結したうえで、モバイルゲーム内で使用することがあり、当社アプリ・ゲームと親和性の高いIPの開拓を継続的に行い事業機会の拡大やユーザー満足度の向上を図っております。

また、当社ではモバイルゲームに使用するイラストやサウンド等の制作工程の一部を外部クリエイターに委託することで機動的な開発・運営体制とするため、外部クリエイターの開拓を継続的に行い複数のクリエイターへの委託の分散を図っております。

しかしながら、これらの協業パートナー等の事業戦略の転換並びに動向、新規開拓の状況によっては、モバイル ゲームの運営や開発方針に変更が生じること等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、協業パートナーと当社間で契約内容の変更が行われた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。今後も協業での開発・運営を行う際には、そういったリスクへの対応も十分に検討したうえで実施してまいります。

(6) 特定タイトルへの依存について

当社は、主要タイトルである「クラッシュフィーバー」の売上高合計に占める割合が、2025年8月期において40%を超えております。このような状況への対応として今後は、他の既存タイトルの維持・拡大及び新規モバイルゲームの開発・運営による収益拡大により当該タイトルへの依存度を低減していく方針であります。しかしながら、事業環境の変化等により、当該タイトルの売上高が縮小し、想定していた計画値を下回った場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 開発費及び広告宣伝費の回収について

近年、スマートフォンの高性能化及びユーザーニーズの高度化や多様化に伴い、モバイルゲーム開発における期間の長期化及び開発費の高騰が顕著となっているほか、事業の特性上、サービスリリース後の運営においても継続的にアップデートを行うことが長期的なユーザー満足度の向上には欠かせない要素となっております。また、効果的なユーザー獲得のため、様々なメディアを活用した高額な広告宣伝費が必要なケースが増加しており、これらにより多額の運転資金が必要になる可能性があります。

当社では、既存タイトルで培った各種ノウハウを活かし、タイトル単位での開発状況の進捗管理や、費用対効果を見極めた広告宣伝の実行により、安定した財務基盤の構築に努めております。

しかしながら、事業を継続していくにあたって、新規開発スケジュールやアップデートの遅延、もしくは開発中止となった場合や期待した成果が得られない場合、広告宣伝の効果が得られない場合には、開発費及び広告宣伝費の回収ができず、当社の事業、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8)システム障害について

当社の事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社の事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社の運営する各サイトへのアクセスの急激な増加、データセンターへの電力供給やクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社のコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) 個人情報管理について

当社は、当社が運営するサイト利用者の個人情報を取得する場合があります。当社では個人情報の外部漏洩・改ざん等の防止のため、個人情報を取り扱う際の業務フローや権限体制を明確化し、個人情報取扱規程を策定し、個人情報保護に関する意識の向上を図ることで、同法及び関連法令等の法的規制の遵守に努めております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10)海外展開について

当社は、海外市場での事業拡大を積極的に進めてまいりますが、海外展開に際してはその国の法令、制度、政治、経済、商慣習の違い等の様々な潜在的リスクが存在しております。

また、当社における外貨建ての主な取引は、モバイルゲーム事業における海外での課金アイテムの販売でありますが、発生する債権については、契約上ほとんどが円建てでの回収となっております。今後、海外市場での事業拡大を積極的に進めていくなかで、外貨建ての取引が増加した場合には、為替動向を注視し必要な対策を講じることを想定しております。

当社は、当該リスクを認識のうえ、影響を最小限にするために、事前に十分な調査及び対策を講じて海外展開を 推進しております。しかしながら、それらのリスクに対処できなかった場合等には、当社の事業及び業績に影響を 与える可能性があります。

(11)特定人物への依存について

当社の代表取締役社長CEOである常川友樹は、創業者であると同時に創業以来当社の事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、モバイルゲームだけでなく、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。当社の設立以降は、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や執行役員会、事業進捗報告会等において役員及び従業員への情報共有や権限移譲を進める等組織体制の強化を図りながら、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。

しかしながら、何らかの理由により同氏が当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の事業 及び業績に影響を与える可能性があります。

(12) 人材の採用・育成について

当社は、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、優秀な人材や成長ポテンシャルの高い人材の採用を幅広く継続的に行っていくこと及び従業員の更なる育成・維持に努める必要性を強く認識しております。開発部門・管理部門ともに高度な専門性を有する人材が必要であり一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用できるよう取り組むこと及び従業員の更なる育成・維持に積極的に努めていくことが必須であると認識しております。

しかしながら、当社の採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成・維持が計画どおりに進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。今後も優秀な人材の採用・育成のため、採用活動の継続的な推進や、研修制度の充実等に努めてまいります。

(13) 内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備について

当社は、公正で透明な事業推進のため、内部管理体制及びコンプライアンス体制の整備が必須であると考えております。急速な事業の展開や拡大、外部環境やユーザーの嗜好の変化、技術革新等に迅速に対応するため、内部統制及びコンプライアンスの整備・運用に関する課題や状況に応じた対策に取り組む必要があります。

今後も引き続き、コンプライアンス意識の向上と周知徹底を推進し、管理体制や牽制機能の強化、潜在的なリスクの識別・評価・対策に取り組んでまいります。

モバイルゲームの開発・運営においては、「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」における有利誤認・優良誤認の防止や過度な射幸性の抑止、「資金決済に関する法律(資金決済法)」におけるゲーム内通貨の取扱い等を法令に沿って実施する必要があります。これらの対策として、顧問弁護士への相談や情報交換、当社が所属する一般社団法人日本オンラインゲーム協会が定める各種ガイドラインの遵守や同協会のセミナー参加等による最新動向の把握に努めております。

また、ユーザーが安心してモバイルゲームを利用できるよう利用規約等において、ゲーム内アイテム等をオークションサイト等において売買するリアル・マネー・トレードや、不適切な水準で有料アイテムを出現させる行為等を禁止しているほか、ユーザーの不適切行為のモニタリングにより当該行為を把握した場合には、注意喚起やアカウント停止等の措置を行うことで、安全かつ健全なサービス提供の維持に努めております。

当社では、今後ユーザーや社会から信頼を獲得し企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、事業活動における法令やガイドライン、社内規程の遵守を全役員及び全従業員を対象として啓蒙し、全社的なコンプライアンス意識の向上を図っております。

しかしながら、これらの取り組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクや、ユーザーの不適切行為等を完全に把握・解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、新たな法令・規制等の制定、既存の法令・規制等の改訂・解釈の変更が行われた場合、法令等に抵触せずとも当社のレピュテーションに関わる事象が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(14)技術革新への対応について

当社はインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。このため、当社は、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社の競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費等の支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社の技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 知的財産権の管理について

当社は、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐため、必要に応じて当社コーポレート部及び顧問弁護士等の外部専門家への委託による事前調査を行っております。

しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差 止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、 当社が保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社が保有する権利の権利化が できない場合もあります。こうした場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(16) 資金調達について

当社は、モバイルゲームの開発・運営費用につきましてはエクイティでの調達に加え、銀行借入や社債発行により調達しており、有利子負債比率が高い状況にあります。そのため、金融情勢の変化に伴い金利が変動した場合や当社の信用力が低下した場合には、支払利息の増加等、当社の事業及び業績、財政状態に影響を与える可能性があります。

(17) その他

配当政策について

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが最大の利益還元に繋がるものと考えております。このことから、当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につきましては未定であります。

ストック・オプションについて

当社は、役員及び従業員に対するインセンティブプランの一環として、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。当事業年度末現在のストック・オプションによる潜在株式の合計は122,908株であり、発行済株式総数の4.7%に相当しております。これらのストック・オプションが行使されると、当社株式の1株当たりの価値が希薄化し、株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害、事故等について

当社では、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止 又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊 や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があ ります。

また、重大な感染症が国内外において流行した場合、モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行う当社事業への直接的な影響は軽微であると判断しております。しかしながら当該感染症の拡大状況や収束時期により、ユーザーの消費動向や当社事業の開発・運営体制、取引先企業等への影響が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

繰延税金資産について

当社は、事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を算出しております。繰延税金資産の回収可能性の評価にあたり見積られた将来の課税所得は、実現可能性について慎重に検討を行っておりますが、当社の業績や経営環境の著しい変化により将来の課税所得の予測の変更や更なる税務上の繰越欠損金の発生が見込まれ繰延税金資産の一部ないしは全部が回収できないと判断した場合、当期純利益に影響を与える可能性があります。

税務上の繰越欠損金について

当事業年度末時点において、当社は税務上の繰越欠損金を有しております。繰越欠損金は、将来の課税所得から控除することが可能であるため、繰越欠損金を利用することにより将来の税額を減額することができます。しかしながら繰越欠損金の利用額と利用期間には、税務上、一定の制限が設けられております。よって計画どおりに課税所得が発生しない場合、繰越欠損金を計画どおり利用できないこととなるため、所定の税率に基づく法人税等が課税されることになり、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を与える可能性があります。一方で、当社の業績が事業計画に比して順調に推移することにより、繰越欠損金が解消された場合には、所定の税率に基づく納税負担が発生するため、当期純利益やキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

(1)経営成績等の状況の概要

経営成績の状況

当社は「楽しいね!を、世界中の日常へ。」というミッションを掲げ、世界中の一人でも多くの人々の日常に、家族や友達と「楽しいね!」と笑いあえるひとときを届け、国・言語・文化・年齢・性別等あらゆる壁を越えて誰もが楽しめるプロダクト・サービスを創り、コミュニケーションを通じた「笑顔」を世界の隅々まで広げることを目指しております。

現在、当社は《技術で世界のスキマ時間を夢中に変える、日本発のモバイルカジュアルゲームカンパニー》として、日本が誇るIPコンテンツを安心して託される開発基盤・開発実績を強みに、その価値をグローバル市場で最大化することに取り組んでおります。当社が開発を担当している「ジャンプ+ジャンブルラッシュ」は、2025年9月24日に配信が開始され、開発中であるもう1本の有力IPタイトルは、2025年10月3日に株式会社ブシロードとの共同開発タイトル「HUNTER×HUNTER NEN×SURVIVOR」として公表し、2026年の世界同時配信に向け鋭意開発を行っております。

当事業年度の売上高の状況については、前述の有力IPタイトル2本の新規開発が概ね想定どおりに進捗し、新規タイトル開発及び既存タイトル運営に係る開発・運営売上高は前年同期に対し増収となりました。一方で、2025年4月にグローバル展開を開始した「パンドランド」は、注力した繁体字圏の事前登録数が想定どおりに進捗したものの、広告獲得効率やユーザー継続率が想定を下回り、2024年6月に開始していた日本版とともに期初の想定を大きく下回る結果となりました。「クラッシュフィーバー」は、第4四半期に実施した10周年イベントが堅調に推移しましたが、前年同期に対して通期では減収となったことに加え、2024年3月にサービス終了した「ジャンプチ ヒーローズ」日本版及び繁体字版の減収影響もあったことで、会社全体では前年同期に対し減収となりました。

営業利益、経常利益については、2024年9月の「アリスフィクション」のサービス終了に伴うゲーム内通貨未 消費分の収益認識があった一方で、「パンドランド」は運営費用の削減や広告宣伝費の見直しによる収支改善に 取り組んだものの、売上高が大きく想定を下回ったことにより、会社全体の利益を大きく押し下げる結果となり ました。また、売上高の減収影響に加え、来期からの利益成長フェーズに向けた成長投資を拡大させる方針のも と、先行投資として新規タイトル開発が進捗したことや、研究開発を始めとする成長投資約100百万円を行った こと等により、会社全体では赤字となりました。

当期純利益については、繰延税金資産を一部計上いたしましたが、営業利益、経常利益が赤字になったことにより、当期純損失となりました。

この結果、当事業年度の売上高は2,316,539千円(前年同期比5.4%減)、営業損失は129,648千円(前事業年度は営業利益121,002千円)、経常損失は153,522千円(前事業年度は経常利益113,242千円)、当期純損失は131,578千円(前事業年度は当期純利益92,261千円)となりました。

なお、当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。 (注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

財政状態の状況

(資産)

当事業年度末の流動資産は1,730,094千円となり、前事業年度末に比べ100,890千円減少しました。これは主に、売掛金が28,169千円増加したものの、現金及び預金が74,921千円、未収入金の減少等によりその他の流動資産が38,834千円減少したことによるものであります。

固定資産は254,570千円となり、前事業年度末に比べ60,908千円減少しました。これは主に、繰延税金資産が17,560千円増加したものの、運営権が70,000千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は1,984,664千円となり、前事業年度末に比べ161,798千円減少しました。

(負債)

当事業年度末の流動負債は724,907千円となり、前事業年度末に比べ238,870千円減少しました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が24,999千円増加したものの、未払金が185,654千円、前受金が68,612千円減少したことによるものであります。

固定負債は664,390千円となり、前事業年度末に比べ218,576千円増加しました。これは主に、社債が220,000 千円増加したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,389,297千円となり、前事業年度末に比べ20,294千円減少しました。

(純資産)

当事業年度末の純資産は595,367千円となり、前事業年度末に比べ141,504千円減少しました。これは主に、繰越利益剰余金が131,578千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ74,921千円減少し、1,255,186千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、310,079千円(前事業年度は298,889千円の獲得)となりました。これは主に、未払金の減少額185,242千円、税引前当期純損失の計上145,872千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は、4,135千円(前事業年度は248,363千円の獲得)となりました。これは主に、 有形固定資産の取得による支出10,877千円があったものの、敷金及び保証金の回収による収入16,000千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、231,023千円(前事業年度は13,444千円の獲得)となりました。これは、長期借入金の返済による支出281,937千円、社債の償還による支出276,000千円があったものの、社債の発行による収入488,960千円、長期借入れによる収入300,000千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a . 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b . 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

c . 販売実績

販売実績は次のとおりであります。

(自 2024年	業年度 年 9 月 1 日 年 8 月31日)
販売高 (千円)	前期比(%)
2,316,539	94.6

- (注) 1. 当社の報告セグメントは、モバイルゲーム事業のみであるため、セグメントごとの記載はしておりません。 なお、2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を 「モバイルゲーム事業」に変更しております。
 - 2.最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

670						
相手先	(自 2023年	業年度 ₹ 9 月 1 日 ₹ 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)			
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)		
Apple Inc.	693,732	28.3	581,518	25.1		
株式会社パンダイナムコエンターテ インメント (注)2	-	-	553,886	23.9		
Google LLC	587,670	24.0	483,763	20.9		
株式会社ブシロード (注)2	-	-	290,475	12.5		
株式会社ゲームフリーク	596,490	24.3	281,982	12.2		

- (注) 1.主な相手先別の販売実績のうち、当該販売実績の総販売実績に対する割合が10%未満の相手先につきまして は記載を省略しております。
 - 2.前事業年度の株式会社バンダイナムコエンターテインメント及び株式会社ブシロードに対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため、記載を省略しております。
 - (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、一定の会計基準の範囲内にて合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

経営成績の分析

当社の報告セグメントは、モバイルゲーム事業のみであるため、セグメントごとの記載はしておりません。
(注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

(売上高)

当事業年度の売上高は、2,316,539千円(前期比5.4%減)となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご確認ください。

(売上原価及び売上総利益)

当事業年度の売上原価は、主に新規タイトルリリースに伴う外注費の増加により、1,833,460千円(前期比5.8%増)となりました。この結果、売上総利益は483,079千円(前期比32.7%減)となりました。詳細につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご確認ください。

(販売費及び一般管理費及び営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、主に海外展開に向けた広告宣伝費の増加や、研究開発への投資により、612,728千円(前期比2.7%増)となりました。これらの結果、営業損失は129,648千円(前事業年度は営業利益121,002千円)となりました。詳細につきましては、「第2事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」をご確認ください。

(営業外損益及び経常利益)

当事業年度の営業外収益は、受取利息が増加したことにより、3,365千円(前期比173.1%増)となりました。 営業外費用は、主に社債発行費、支払利息が増加したことにより、27,239千円(前期比202.9%増)となりました。 た。これらの結果、経常損失は153,522千円(前事業年度は経常利益113,242千円)となりました。

(特別損益及び当期純利益)

当事業年度の特別利益は、新株予約権戻入益を計上し7,650千円となりました。特別損失は発生しておりません。

また、当事業年度及び今後の業績動向を総合的に勘案し、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した 結果、繰延税金資産が増加し、法人税等調整額 17,560千円(は利益)を計上しました。これらの結果、当期 純損失は131,578千円(前事業年度は当期純利益92,261千円)となりました。

財政状態の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」をご確認ください。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の財政状態及び経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な資金需要は、モバイルゲームの開発・運営に係る人件費や外注費、広告宣伝費等であります。これらの資金需要に対しては、自己資金のほか、金融機関からの借入や社債の発行及び新株発行による調達を併用し 十分な資金の流動性を確保することを基本方針としております。

運転資金として金融機関より300,000千円の借入を実施しております。

また、取引銀行を引受人として社債500,000千円を発行しております。

なお、調達した資金は、流動性確保のために主に普通預金で運用することとしており、当事業年度末における 現金及び現金同等物の残高は1,255,186千円となっております。 経営者の問題意識と今後の方針について

経営者の問題意識と今後の方針については、「第2事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(スマートデバイス向けアプリプラットフォーム運営事業者との契約)

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約名称	契約内容	契約期間
当社	Apple Inc.	米国	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリ ケーションの配信及び販売 に関する規約	契約期間は定めら れておりません。
当社	Google LLC	米国	Google Play デベ ロッパー販売/配 布契約書		契約期間は定めら れておりません。

6【研究開発活動】

当社は、モバイルゲームにおける各種機能の標準化や高品質化、開発及び運営に係る各種工数の削減を実現する開発基盤の創出を目的とした研究開発活動に取り組んでおります。

当事業年度の研究開発費の総額は、58,028千円であります。

なお、当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社は、モバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。 当事業年度における設備投資の総額は10,466千円で、その内容は、業務用PCの購入に係るものであります。 なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

(注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

2【主要な設備の状況】

2025年8月31日現在

事業所名			帳簿価額(千円)				· 従業員数
事業別台 セグメントの名称 (所在地)	設備の内容	建物	工具、器具 及び備品	運営権	合計	(名)	
本社(名古屋市中区)	モバイルゲーム事業	「クラッ シュフィー バー」に係 る運営権、 業務施設	10,224	12,524	116,666	139,415	95 (2)
東京オフィス (東京都千代田 区)	モバイルゲーム事業	業務施設	-	682	-	682	41 (-)

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトを含み、派遣社員を除く)は、年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。
 - 3. 本社、東京オフィスは賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む)は37,594千円であります。
 - 4. 上記の他、PC (オペレーティング・リース) をリース契約により賃借しており、年間リース料は2,792千円、リース期間は3年~3年6ヶ月であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等 該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)	
普通株式	8,000,000	
計	8,000,000	

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月26日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,598,212	2,598,212	東京証券取引所グロース市場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,598,212	2,598,212	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法の規定に基づき、発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権

No E MONTH	
決議年月日	2015年11月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 23
新株予約権の数(個)	118(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,800(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2017年11月19日 至 2025年11月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価 格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記第1項第1号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数×1株あたり払込金額

1株あたり時価

調整後払込金額 = 調整前払込金額 x -

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

本項目の第2号の()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目 号に基づく調整は行われないものとする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に 定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない ものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認 を要するものとする。

5.2018年8月30日の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき99株を割り当てる無償割当を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権

決議年月日	2016年 8 月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 42
新株予約権の数(個)	438(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 43,800(注)5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 2018年8月31日 至 2026年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記第1項第1号の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

有価証券報告書

本項目の第2号()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目 号に基づく調整は行われないものとする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に 定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない ものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

5.2018年8月30日の取締役会決議により、同日付で普通株式1株につき99株を割り当てる無償割当を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権

为 / 自初1水 J. W. J.				
決議年月日	2018年 8 月30日			
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 120			
新株予約権の数(個)	29,630(注)1			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,630			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2			
新株予約権の行使期間	自 2020年8月31日 至 2028年8月30日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250			
新株予約権の行使の条件	(注)3			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4			

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記1 の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数 × 1 株あたり払込金額 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 株あたり時価

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数

有価証券報告書

本項目の第2号()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目 号に基づく調整は行われないものとする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に 定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない ものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

第9回新株予約権

決議年月日	2019年 8 月30日			
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 70			
新株予約権の数(個)	26,656(注)1			
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,656			
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2			
新株予約権の行使期間	自 2021年8月31日 至 2029年8月30日			
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250			
新株予約権の行使の条件	(注)3			
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4			

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記1 の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

既発行株式数 + 新株発行(処分)株式数 × 1 株あたり払込金額 調整後払込金額 = 調整前払込金額 × 1 株あたり時価

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

有価証券報告書

本項目の第2号()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目 号に基づく調整は行われないものとする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に 定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない ものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認を要するものとする。

第10回新株予約権

決議年月日	2020年 8 月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 38
新株予約権の数(個)	10,022(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,022
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,500(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年8月17日 至 2030年8月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価 格及び資本組入額(円)	発行価格 2,500 資本組入額 1,250
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行わない。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割・併合の比率

当社が株主割当の方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当を行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

2. 行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合は、未行使の本新株予約権について、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。適用時期は、上記1 の調整後の株式数の適用時期に準じるものとする。

当社が、()時価を下回る1株あたりの払込金額での普通株式の発行又は処分(株式無償割当を含む。以下に定義する潜在株式等の取得原因の発生によるもの、並びに合併、株式交換、及び会社分割に伴うものを除く。)、又は()時価を下回る1株あたりの取得価額をもって普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。)の発行又は処分を行うときは、未行使の本新株予約権について行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、上記における「取得原因」とは、潜在株式等に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由を意味し、「取得価額」とは、普通株式1株を取得するために当該潜在株式等の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味するものとし、以下同様とする。

既発行株式数+新株発行(処分)株式数

有価証券報告書

本項目の第2号()に定める潜在株式等の取得原因が発生する可能性のある期間が終了した場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。ただし、その潜在株式等の全部について取得原因が発生した場合を除く。

当社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は適当と認める行使価額の調整を行う。

当社が株主割当又は株式無償割当以外の方法で普通株式又は潜在株式等を発行又は処分する場合において、当社が調整を行わない旨を決定した場合には、本項目 号に基づく調整は行われないものとする。

3.新株予約権の行使の条件

本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株予約権割り当て契約書に 定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められない ものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。

本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。)の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容

本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に係る契約又は計画において定めるものとする。

取締役会による譲渡承認について

新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会(取締役会非設置会社の場合は株主総会)の承認 を要するものとする。

第11回新株予約権

2011년 WILL 1, WOLE			
決議年月日	2024年 4 月15日		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社執行役員及び従業員 5		
新株予約権の数(個)	700 (注) 1		
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 70,000		
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,191(注)2		
新株予約権の行使期間	自 2027年12月1日 至 2034年4月30日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価	発行価格 1,939		
格及び資本組入額(円)	資本組入額 969.5		
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要 する。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		

当事業年度の末日(2025年8月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年10月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

なお、本新株予約権は、権利不確定によりすべて失効しております。

(注)1.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整されることがある。

当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に伴い調整するものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を 行うことができるものとする。

2.行使価額は以下に定めるところに従い調整されることがある。

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分又は合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

既発行株式数 + 新株発行株式数 × 1 株あたり払込金額
 新株発行前の 1 株あたりの時価
 既発行株式数 + 新株発行前の 1 株あたりの時価
 既発行株式数 + 新株発行株式数

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換若しくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3.新株予約権の行使の条件

権利者は、2025年8月期から2027年8月期までの事業年度における当社の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には、連結損益計算書とし、いずれも当社が当該期に係る有価証券報告書の提出義務を負う場合には当該有価証券報告書に記載されたものとする。以下同様。)に記載された営業利益がいずれも100,000千円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、当該営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標として合理的なものを取締役会にて定めるものとする。また、当該損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

上記 にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間、東京証券取引所における当社株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額の60%を下回った場合、それ以降、権利者は未行使の本新株予約権を行使することができない。

権利者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

権利者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に権 利者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、 「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以 下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契 約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

権利者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、第2項で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第3号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権の行使期間」の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新 株予約権の行使期間」の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定 する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 その他新株予約権の行使の条件

第3項に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

以下に準じて決定する。

- ()当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ()権利者が権利行使をする前に、第3項に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を 無償で取得することができる。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年 2 月25日 (注)1	G種優先株式 76,924	普通株式 805,000 A種優先株式 95,000 B種優先株式 150,000 C種優先株式 249,000 D種優先株式 214,000 E種優先株式 278,700 F種優先株式 278,700 F種優先株式 278,410 51,300 G種優先株式 256,412	150,001	250,001	150,001	857,294
2021年 2 月25日 (注) 2	普通株式 613,000	普通株式 1,418,000 A種優先株式 95,000 B種優先株式 150,000 C種優先株式 249,000 D種優先株式 214,000 E種優先株式 278,700 F種優先株式 278,700 G種優先株式 51,300 G種優先株式 256,412	-	250,001	-	857,294
2021年3月15日 (注)3	普通株式 681,412 A種優先株式 95,000 B種優先株式 150,000 C種優先株式 249,000 D種優先株式 214,000 E 種優先株式 278,700 F 種優先株式 278,700 G 種優先株式 51,300 G 種優先株式 256,412	普通株式 2,099,412	_	250,001	-	857,294
2021年6月9日 (注)4	普通株式 50,000	普通株式 2,149,412	58,880	308,881	58,880	916,174

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年7月12日 (注)5	普通株式 28,300	普通株式 2,177,712	33,326	342,207	33,326	949,500
2021年8月20日 (注)1	普通株式 12,000	普通株式 2,189,712	6,000	348,207	6,000	955,500
2021年12月24日 (注)6	普通株式 1,500	普通株式 2,188,212	-	348,207	-	955,500
2021年9月1日~ 2022年8月31日 (注)1	普通株式 12,200	普通株式 2,200,412	6,012	354,219	6,012	961,512
2023年1月5日 (注)7	普通株式 350,000	普通株式 2,550,412	213,850	568,069	213,850	1,175,362
2022年9月1日~ 2023年8月31日 (注)1	普通株式 42,000	普通株式 2,592,412	5,160	573,229	5,160	1,180,522
2023年9月1日~ 2024年8月31日 (注)1	普通株式 2,000	普通株式 2,594,412	1,000	574,229	1,000	1,181,522
2024年12月23日 (注)8	普通株式 3,800	普通株式 2,598,212	1,478	575,708	1,478	1,183,000

- (注)1.新株予約権の行使によるものであります。
 - 2.2021年2月25日付の取締役会決議により、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。
 - 3.2021年2月25日付の取締役会決議に基づき、A種優先株式、E種優先株式、F種優先株式、G種優先株式を自己株式として取得し、対価として各優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で全ての優先株式を消却しております。
 - 4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,560円

引受価額 2,355.20円

資本組入額 1,177.60円

払込金総額 117,760千円

5. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当先 大和証券株式会社

割当価格 2,355.20円

資本組入額 1,177.60円

- 6. 自己株式の消却による減少であります。
- 7.有償第三者割当

割当先 Happy Elements株式会社

発行価格 1,222円

資本組入額 611円

8.事後交付型業績連動型株式報酬制度による新株式の発行による増加であります。

割当先 当社取締役(社外取締役を除く。)5名及び執行役員5名

発行価額 778円 資本組入額 389円

(5)【所有者別状況】

2025年8月31日現在

		株式の状況(1単元の株式数100株)						出二土港	
区分	政府及び地	金融機関	。 金融商品取 3		外国法	去人等	個人	計	単元未満 株式の状況 (株)
	方公共団体	立 附践 (茂 (天)	引業者 人	個人以外	個人	その他	āl	(1/1/)	
株主数(人)	-	1	14	26	21	7	1,208	1,277	-
所有株式数(単元)	-	82	2,638	4,677	586	177	17,809	25,969	1,312
所有株式数の割合 (%)	-	0.3	10.2	18.0	2.3	0.7	68.5	100	1

(注)自己株式48,656株は、「個人その他」に486単元、「単元未満株式の状況」に56株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
常川友樹	愛知県名古屋市中区	376	14.76
Happy Elements株式会社	京都府京都市下京区東洞院通四条下る元 悪王子町51番地	350	13.73
石川篤	東京都世田谷区	225	8.84
久手堅憲彦	富山県射水市	105	4.14
西條晋一	東京都目黒区	100	3.92
ユナイテッド株式会社	東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号	90	3.54
楽天証券株式会社	東京都港区南青山二丁目 6 番21号	80	3.17
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	62	2.45
LINE Ventures Japan有限責任事業 組合	 東京都千代田区紀尾井町1番3号 	60	2.35
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	54	2.14
計	-	1,505	59.04

- (注)1.所有株式数については千株未満を四捨五入により表示しております。
 - 2.発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、自己株式を控除し、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 48,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,548,300	25,483	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であり、単元株式数は 100株であります。
単元未満株式	普通株式 1,312	-	-
発行済株式総数	2,598,212	-	-
総株主の議決権	-	25,483	-

【自己株式等】

2025年 8 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
ワンダープラネット株式 会社	愛知県名古屋市中区錦 三丁目23番18号	48,600	-	48,600	1.87
計	-	48,600	-	48,600	1.87

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	24	29,664
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業	美年度	当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移 転を行った取得自己株式	1	-	-	-	
その他 (-)	-	-	-	-	
保有自己株式数	48,656	-	48,656	-	

(注)当期間における保有自己株式数には、2025年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としておりますが、現状では事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元に繋がるものと考えております。

このことから、当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた 運転資金として有効に活用していく予定であります。現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期等につき ましては未定とさせていただきます。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

上記の方針を踏まえた上で、当事業年度の配当につきましては無配としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視の基本方針に基づき、継続企業として収益の拡大、企業価値の向上のため、経営管理体制を整備し、経営の効率化と迅速性を高めてまいります。同時に、社会における企業の責務を認識し、各種サービスを通じた社会貢献、当社を取り巻く利害関係者の調和ある利益の実現に取り組んでまいります。これらを踏まえ、経営管理体制の整備にあたり、事業活動の透明性及び客観性を確保すべく、業務執行に対するモニタリング体制の整備を進め、適時情報公開を行ってまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、取締役会の諮問機関として過半数の社外役員で構成される報酬委員会、内部監査を実施する内部監査人を設置しております。その他に業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し執行役員を選任しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しております。

イ.会社の機関の内容

a . 取締役会

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役2名)で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、月1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時に臨時取締役会を都度開催しております。取締役会の議長は、代表取締役社長CEOが務めております。構成員の氏名については、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。

当社は、2025年11月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を上程しており、当該決議が可決されますと、取締役会は、取締役6名(うち社外取締役3名)で構成されます。

なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は原則月1回の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。当事業年度においては、当社は16回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
常川 友樹	16回	16回
鷲見 政明	4 回	4回
久手堅 憲彦	16回	16回
佐藤 彰紀	16回	16回
石川 篤	16回	16回
和田洋一	16回	15回
手嶋 浩己	16回	16回

- (注) 1. 鷲見政明は、2024年11月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了で退任したため、 退任までの出席状況を記載しております。
 - 2. 久手堅憲彦は、2025年8月31日をもって辞任しております。

当事業年度における取締役会の具体的な検討内容は、事業計画の進捗及び事業計画の策定、経営に関する 重要な方針の決定、新規事業への取り組み、コーポレート・ガバナンスの強化、コーポレート・ガバナンス 及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。

b.監査役会

当社は常勤監査役を1名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)を選任しており、監査役会規程に従い、原則月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。構成員の氏名については、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。監査役会では、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、職務経験や専門的な見地から経営監視をしております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c . 報酬委員会

取締役の報酬等に係る取締役会の独立性、客観性、説明責任を強化することを目的として、報酬委員会を 設置しております。有価証券報告書提出日現在の構成員の氏名は、以下のとおりであります。

委員長 社外取締役 和田 洋一 委員 社外取締役 手嶋 浩己 委員 常勤監査役 竹島 由美子

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は任意の報酬委員会を1回開催いたしました。個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏 名	開催回数	出席回数
和田洋一	1 回	1 回
手嶋 浩己	1 回	1 回
森 志帆	1回	1回

(注)森志帆氏は、2024年11月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了で監査役を退任したため、在任中の報酬委員会の出席状況を記載しております。

任意の報酬委員会における具体的な検討内容として、当事業年度における取締役の報酬額に関する事項について審議、検討を行い、取締役会に答申しております。

d . 業務執行取締役会

当社は、社外取締役を除く取締役3名(以下「業務執行取締役」という。)からなる業務執行取締役会を設置しております。業務執行取締役会は原則毎週開催しており、職務権限規程で定められた経営上の重要事項の審議を行い、業務執行に関わる意思決定の機動性・効率性向上を図っております。なお、業務執行取締役会の議長は代表取締役社長CEOが務めており、構成員である取締役の氏名については、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

e . 執行役員会

当社は、業務執行取締役及び執行役員7名からなる執行役員会を設置しております。執行役員会は原則毎週開催しており、職務権限規程で定められた事項の審議を行い、事業の状況及び業務執行上の課題や対策について報告しております。また、当社が抱えるリスクやコンプライアンスを議論する目的で、外部環境、財務、コンプライアンス、労務、事故・災害等のリスク項目を整理し、その対策について随時検討を行っております。なお、執行役員会の議長は代表取締役社長CEOが務めており、構成員である業務執行取締役及び執行役員の氏名については、「(2)役員の状況 役員一覧」に記載のとおりであります。また、常勤監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。

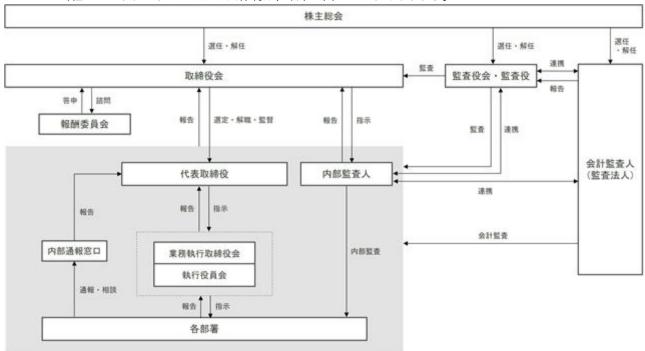
f . 内部監査人

当社は、現時点において事業規模等に鑑み、専任の内部監査部門は設置せずに、内部監査責任者1名及び内部監査委託先である外部専門家により、規程に基づき、内部監査を計画・実施・報告しております。内部監査人は自己監査とならないように、自身が所属する部門以外の監査を実施しております。内部監査人は監査結果を取締役会に報告するとともに、被監査部門に対して監査結果を通達し、改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。また、内部監査人と監査役会、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

g . 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



企業統治に関するその他の事項

イ.内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2016年12月13日の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
 - (b) 取締役は、毎月1回以上開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の審議及び決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
 - (c) 取締役及び使用人に対し、「リスクコンプライアンス管理規程」に準拠した行動が身につくよう継続的 に指導する。
 - (d) 内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
 - (e) 金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
 - (f) 反社会的勢力・団体には毅然として対応し、一切の関係を持たない。
 - (g) 使用人に対し、必要な研修を定期的に実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び他社で重大な不祥事、事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。
 - (h) 内部監査を実施し、結果を代表取締役及び各部門に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社のコンプライアンス体制の適正を確保する。
 - (i) 当社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a)情報資産を保護し正確且つ安全に取扱うために定めた「機密漏洩防止規程」及び「文書管理規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- (b)「文書管理規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、稟議書、 契約書、その他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

c . 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、コーポレート部担当役員がリスク管理の主管部門として、「リスクコンプライアンス管理規程」に基づき、全てのリスクを総括的に管理する。
- (b) 大地震等の突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、すみやかに措置を講ずる。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
- (b)「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率 化を図るとともに、「職務権限表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定 を実現する。
- (c) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリングを行う。
- (d) 当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。

- e . 当社並びに当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a)子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前承認を求める。
 - (b) 当社子会社の取締役等が職務を効率的に執行し、職務の執行に係る事項を遅滞なく当社へ報告することができる体制を整備する。
 - (c) 当社子会社の業務については、当社子会社の監査役が監査を行うとともに、当社の内部監査責任者が定期的に監査を行い、業務処理が適正に行われていることを確認する。また、当社の監査役はこれらの結果を踏まえ、必要に応じて自ら調査を行う。
 - (d) 反社会的勢力への対応も含めたコンプライアンス体制の整備につき、当社子会社を指導するとともに、 当社、子会社への教育、研修等を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。

f . 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- (a) 監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理 部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- (b) 当該使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人 は取締役の指揮・命令を受けない。
- (c)補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得る ものとする。
- g.監査役の報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 当社の監査役は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役及び使用人から職務 執行状況の報告を求めることができる。
 - (b) 当社の監査役は、重要な会議に付議されない重要な稟議書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - (c) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査役会に報告する。
 - (d) 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査役会に報告を行ったことを 理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。

h.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役は監査役と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。
- (b) 内部監査人は、監査役会と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- (c) 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- (d) 当社の監査役がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行(監査役の職務の執行に関するものに限る。)に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

口.財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。

八.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- a.反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを「反社会的勢力対策規程」等の各種社内規程に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- b. コーポレート部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- c. 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

二.リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、取締役会に報告しその対応策について協議しております。 また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する運用を徹

また、情報システムの保護について最大限の注意を払っており、情報システムの取り扱いに関する連用を徹底しております。システム障害に関しましても、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピュータ・ウイルス等の侵入やハッカーによる妨害等を回避するために必要と思われる対策をとっております。

ホ.子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

子会社に対する管理は、以下の3点を基本方針とし、「関係会社管理規程」に基づいて行っております。

- a.関係会社の経営の自主性を尊重するとともに、当社グループの経営理念に従い、経営の効率化を追求する。
- b. 当社と関係会社の間に発生する経営上の重要な案件を合理的に解決する。
- c. 当社は、関係会社に対し積極的に指導を行い、その育成強化を図る。

へ.取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款で定めております。

ト. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が 出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めておりま す。

チ.取締役及び監査役の責任の免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

リ.責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

ヌ. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の職務の遂行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

ル.中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ヲ. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、将来の機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

ワ.株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2)【役員の状況】

役員一覧

1.2025年11月26日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。 男性 7名 女性 1名(役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO (Chief Executive Officer)	常川 友樹	1981年 6 月18日	2004年 4 月	株式会社エムラボ 執行役員 株式会社オープンキューブ設立、代表 取締役 当社設立、代表取締役社長CEO(現 任)	(注)3	376,200
取締役COO兼CFO (Chief Operating Officer &Chief Financial Officer)	佐藤 彰紀	1984年 8 月22日	2009年8月 2012年4月 2013年10月 2016年1月	株式会社大和総研 入社 大和証券SMBC株式会社(現 大和証券 株式会社) 株式会社大和証券グループ本社 大和証券株式会社 当社取締役CFO 当社取締役COO兼CFO(現任)	(注)3	30,600
取締役会長	石川篤	1975年12月27日	2005年2月2010年8月2013年4月	株式会社サイバーエージェント 入社 ウノウ株式会社 代表取締役 ジンガジャパン株式会社 GM 当社取締役 当社取締役会長(現任)	(注)3	225,300
取締役	和田洋一	1959年 5 月28日	2000年4月2001年9月2003年4月2016年8月2018年3月2019年3月2021年9月2022年6月	野村證券株式会社 入社 株式会社スクウェア 入社 株式会社スクウェア 代表取締役社長 株式会社スクウェア・エニックス(現 スクウェア・エニックス・ホールディ ングス) 代表取締役社長 当社社外取締役(現任) 株式会社マイネット 社外取締役 株式会社マイネット 社外取締役監査 等委員(現任) 株式会社夢真ビーネックスグループ (現 株式会社オープンアップグループ) 社外取締役(現任) カバー株式会社 社外取締役(現任) 井式会社クラシコム 社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	手嶋 浩己	1976年 7 月20日	2006年3月 2012年12月 2013年9月 2018年8月 2018年8月 2019年10月	株式会社博報堂 入社 株式会社インタースパイア(現 ユナイテッド株式会社) 取締役 ユナイテッド株式会社 取締役 株式会社メルカリ 社外取締役 株式会社Gunosy 社外取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社LayerX 取締役(現任) XTech Ventures株式会社 代表取締役 (現任)	(注)3	-
常勤監査役	竹島 由美子	1983年9月6日	2012年11月 2018年6月 2021年9月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 当社入社 当社コーポレート部経理税務グループ 長 当社監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴任期		任期	所有株式数 (株)
監査役	吉島(彰宏	1964年1月9日	1990年 9 月 1999年 4 月 2009年 4 月 2013年 6 月 2013年 8 月 2016年 6 月	安田生命保険相互会社(現 明治安田 生命保険相互会社) 入社 エヌイーディー株式会社 入社 安田企業投資株式会社 入社 Y's Associates 代表(現任) 株式会社日本動物高度医療センター 社外監査役 当社社外監査役(現任) 株式会社日本動物高度医療センター 社外取締役(監査等委員)(現任) Dr.JOY株式会社 社外監査役 株式会社トレタ 取締役(現任)	(注)4	200
監査役	岡田淳	1979年 3 月11日	2012年1月 2016年11月	森綜合法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所外国法共同事業) 入所 ニューヨーク州弁護士登録 森・濱田松本法律事務所外国法共同事 業 パートナー(現任) 当社社外監査役(現任) セーフィー株式会社 社外監査役(現 任)	(注)4	-
		<u> </u>	†			632,300

- (注)1.取締役 和田洋一、手嶋浩己は、社外取締役であります。
 - 2.監査役 吉島彰宏、岡田淳は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2026年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 監査役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2028年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 所有株式数は、当事業年度末日現在の株式数を記載しております。
 - 6. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の7名で構成されております。

執行役員VPoE	EDMO管掌	開 哲一
執行役員CTO	-	吉谷 幹人
執行役員	SEED管掌	加藤 雅大
執行役員	-	石﨑 進
執行役員	経営企画室管掌	青田 径春
執行役員	コーポレート部管掌	高宮 啓
執行役員	業務改善推進室管掌	村田知常

有価証券報告書

2.2025年11月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を上程しており、当該決議が可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりとなる予定であります。 男性 8名 女性 1名(役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長CEO (Chief Executive Officer)	常川 友樹	1981年 6 月18日	2004年4月	株式会社エムラボ 執行役員 株式会社オープンキューブ設立、代表 取締役 当社設立、代表取締役社長CEO(現 任)	(注)3	376,200
取締役COO兼CFO (Chief Operating Officer &Chief Financial Officer)	佐藤 彰紀	1984年 8 月22日	2009年8月 2012年4月 2013年10月 2016年1月	株式会社大和総研 入社 大和証券SMBC株式会社(現 大和証券 株式会社) 株式会社大和証券グループ本社 大和証券株式会社	(注)3	30,600
取締役会長	石川篤	1975年12月27日	2005年2月2010年8月2013年4月	株式会社サイバーエージェント 入社 ウノウ株式会社 代表取締役 ジンガジャパン株式会社 GM 当社取締役 当社取締役会長(現任)	(注)3	225,300
取締役	和田洋一	1959年 5 月28日	2000年4月2001年9月2003年4月2016年8月2018年3月2019年3月2021年9月2022年6月	野村證券株式会社 入社 株式会社スクウェア 入社 株式会社スクウェア 代表取締役社長 株式会社スクウェア・エニックス(現 スクウェア・エニックス・ホールディ ングス) 代表取締役社長 当社社外取締役(現任) 株式会社マイネット 社外取締役 株式会社マイネット 社外取締役監査 等委員(現任) 株式会社夢真ビーネックスグループ (現 株式会社オープンアップグループ) 社外取締役(現任) カバー株式会社 社外取締役(現任) 株式会社クラシコム 社外取締役(現 任)	(注)3	-
取締役	手嶋 浩己	1976年 7 月20日	2006年 3 月 2012年12月 2013年 9 月 2018年 8 月 2018年 8 月 2019年10月	株式会社博報堂 入社 株式会社インタースパイア(現 ユナイテッド株式会社) 取締役 ユナイテッド株式会社 取締役 株式会社メルカリ 社外取締役 株式会社Gunosy 社外取締役 当社社外取締役(現任) 株式会社LayerX 取締役(現任) XTech Ventures株式会社 代表取締役 (現任)	(注)3	-
取締役	吉嗣 浩隆	1978年 6 月16日	2009年7月 2010年5月 2015年8月 2023年5月	株式会社NTTドコモ 入社 Admob株式会社 入社 グーグル株式会社(現 グーグル合同 会社) 入社 Google LLC 入社 グーグル合同会社 入社 Auxia Japan株式会社 代表取締役 (現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	竹島 由美子	1983年9月6日	2012年11月 2018年6月 2021年9月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査 法人トーマツ) 入所 公認会計士登録 当社入社 当社コーポレート部経理税務グループ 長 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役	吉島(彰宏	1964年1月9日	1990年 9 月 1999年 4 月 2009年 4 月 2013年 6 月 2013年 8 月 2016年 6 月 2018年 1 月	安田生命保険相互会社(現 明治安田 生命保険相互会社) 入社 エヌイーディー株式会社 入社 安田企業投資株式会社 入社 Y's Associates 代表(現任) 株式会社日本動物高度医療センター 社外監査役 当社社外監査役(現任) 株式会社日本動物高度医療センター 社外取締役(監査等委員)(現任) Dr.JOY株式会社 社外監査役 株式会社トレタ 取締役(現任)	(注)5	200
監査役	岡田淳	1979年 3 月11日	2008年1月2012年1月2016年11月	森綜合法律事務所(現 森・濱田松本 法律事務所外国法共同事業) 入所 ニューヨーク州弁護士登録 森・濱田松本法律事務所外国法共同事 業 パートナー(現任) 当社社外監査役(現任) セーフィー株式会社 社外監査役(現 任)	(注)5	-
		Ē	†			632,300

- (注)1.取締役 和田洋一、手嶋浩己、吉嗣浩隆は、社外取締役であります。
 - 2.監査役 吉島彰宏、岡田淳は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2026年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 4. 取締役 吉嗣浩隆の任期は2025年11月27日開催予定の定時株主総会終結の時から2026年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5. 監査役の任期は2024年11月27日の定時株主総会終結の時から2028年8月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 6.所有株式数は、当事業年度末日現在の株式数を記載しております。
 - 7. 当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は以下の7名で構成されております。

執行役員VPoE	EDMO管掌	開哲一
執行役員CTO	-	吉谷 幹人
執行役員	SEED管掌	加藤 雅大
執行役員	-	石﨑 進
執行役員	経営企画室管掌	青田 径春
執行役員	コーポレート部管掌	高宮 啓
執行役員	業務改善推進室管掌	村田知常

社外役員の状況

当社では、社外取締役2名、社外監査役2名を選任しております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の和田洋一氏は、ゲーム業界における豊富な経験と企業経営における幅広い見識を有し、当社経営に対し多角的な観点から提言をいただき、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の実効性強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。なお、同氏は、当社新株予約権5,000株相当分を保有しております。

社外取締役の手嶋浩己氏は、インターネット業界及びベンチャーキャピタル業界における豊富な経験と幅広い 見識を有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただける ものと考えております。なお、同氏は、当社新株予約権5,000株相当分を保有しております。

社外監査役の吉島彰宏氏は、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査役として職責を発揮していただけるものと考えております。なお、同氏は、当社株式200株を保有しております。

社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査 役として職責を発揮していただけるものと考えております。

上記の他に当社と取締役及び監査役個人との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

なお、2025年11月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役1名選任の件」を上程しており、当該決議が可決されますと、社外役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

当社では、社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役の和田洋一氏は、ゲーム業界における豊富な経験と企業経営における幅広い見識を有し、当社経営に対し多角的な観点から提言をいただき、取締役会の意思決定及び業務執行に対する監督機能の実効性強化に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。なお、同氏は、当社新株予約権5,000株相当分を保有しております。

社外取締役の手嶋浩己氏は、インターネット業界及びベンチャーキャピタル業界における豊富な経験と幅広い 見識を有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただける ものと考えております。なお、同氏は、当社新株予約権5,000株相当分を保有しております。

社外取締役の吉嗣浩隆氏は、NTTドコモやGoogleで20年以上にわたりプラットフォームエコシステムの構築に従事してきた豊富な経験と当社事業への深い理解、また国内外の幅広いアプリ提供事業会社の経営陣との繋がりを有し、当社経営に対し幅広い助言をいただき、当社の今後の事業成長に十分な役割を果たしていただけるものと考えております。

社外監査役の吉島彰宏氏は、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査役として職責を発揮していただけるものと考えております。なお、同氏は、当社株式200株を保有しております。

社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識を有しており、当社社外監査役として職責を発揮していただけるものと考えております。

上記の他に当社と取締役及び監査役個人との間に人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役は、取締役会の一員として、原則月1回その他必要に応じ臨時に開催する取締役会に出席し、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会において、内部監査及び監査役監査の実施状況について報告を受けております。

社外監査役は、取締役会に出席して取締役会の職務執行状況を監視するほか、原則月1回開催する監査役会において、常勤監査役から監査役監査の状況及び内部監査の状況の情報共有を受け、監査役監査として必要な対応を検討しております。また、定期的に会計監査人から監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

a . 監査役監査の組織、人員及び手続

当社は、監査役会設置会社であり、常勤監査役1名、非常勤の社外監査役2名を選任しております。 監査役監査の状況は以下のとおりであります。

常勤監査役の竹島由美子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計、内部統制等に関する専門的な知識を有しております。社外監査役の吉島彰宏氏は、複数の企業における取締役、監査役としての豊富な経験と見識を有しており、当社の経営全般に関する提言及び助言を行っております。社外監査役の岡田淳氏は、弁護士として培われた法務に関する豊富な経験と見識を有しており、専門的見地から当社の業務に関する提言及び助言を行っております。

監査役は、監査役会が決議した監査計画に基づき、取締役会を含む社内の重要会議へ出席するほか、稟議書及び契約書をはじめとする重要書類の閲覧、取締役及び従業員からの事業の運営状況の聴取等を通じて、取締役の経営判断や職務執行の状況を監査しております。

b. 監査役及び監査役会の活動状況

当社の監査役会は原則として月1回開催され、必要に応じて随時開催することとしております。

監査役会における具体的な検討事項は、監査の方針や監査計画の策定、内部統制システムの構築・運用状況、取締役の職務執行及び経営判断の妥当性、会計監査人監査の相当性及び報酬の適切性、会計監査人の再任・不再任の判断、監査役会の監査報告書の作成等であります。当事業年度の監査役会の開催状況及び各監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役(社外)	森志帆	4回	4 回
常勤監査役	竹島 由美子	10回	10回
監査役(社外)	吉島 彰宏	14回	14回
監査役(社外)	岡田 淳	14回	14回

- (注) 1. 森志帆氏は、2024年11月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了で退任したため、 退任までの出席状況を記載しております。
 - 2. 竹島由美子氏は、2024年11月27日開催の定時株主総会で選任された新任の監査役であるため、就任後の出席状況を記載しております。

また、常勤監査役の活動状況としましては、各種重要会議への出席、重要書類の閲覧、取締役及び従業員からの聴取並びに会計監査人、内部監査人との連携を行っており、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

内部監査の状況

a . 内部監査の組織、人員及び手続

当社は、現時点において事業規模等に鑑み、専任の内部監査部門は設置せずに、内部監査責任者1名及び内部監査委託先である外部専門家により、規程に基づき、内部監査を計画・実施・報告しております。内部監査人は自己監査とならないように、自身が所属する部門以外の監査を実施しております。内部監査人は監査結果を取締役会に報告するとともに、被監査部門に対して監査結果を通達し、改善等のための指摘及び改善状況の確認を行います。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査の実効性を高めることを目的として監査役及び会計監査人並びに内部監査人、当社の取締役間にて相互 連携を図り、定期的に会合を開催し、情報共有及び意見交換を行っております。

c . 内部監査の実効性を確保するための取組

内部監査の実効性を確保するため、内部監査人は取締役、監査役に対して月に1回、定期的な活動報告を行うとともに、取締役会、監査役会に監査計画、監査結果の共有を行っております。

会計監査の状況

イ.監査法人の名称 有限責任監査法人トーマツ

口.継続監査期間

9年間

八.業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員:後藤泰彦 指定有限責任社員 業務執行社員:水越徹

二.監査業務に係る補助者の構成 公認会計士6名、その他13名

ホ.監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人候補者の選定・評価に関する方針を策定しております。会計監査人候補者の選定にあたっては、業務執行者がリストアップした候補者から監査法人の概要、監査の実施体制及び品質管理体制、監査報酬の見積額及び当該見積額の策定根拠等を入手した上で当該方針に照らして評価を行い、株主総会に上程する会計監査人の選任議案を決定しております。

また、監査役会は、当該方針に基づき、毎事業年度末に会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、職務遂行状況等を評価し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の提出の要否を決定しております

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

へ、監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人候補者の選定・評価に関する方針に基づき、会計監査人の評価を行っております。監査役会は、有限責任監査法人トーマツは、会計監査人としての独立性及び専門性を有し、当社の事業を理解し、監査の品質確保が可能であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ.監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業	美年度
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
28,000	-	28,000	-

口.監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイトトウシュトーマツグループ)に属する組織に対する報酬 (イを除く)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

八. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

二.監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、監査役会の同意を得たうえで、決定しております。

ホ.監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、前事業年度の会計監査の実施状況、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬 見積りの算出根拠等を確認し、必要な検証を行っております。その結果、会計監査人の監査品質の確保の観点 から、会計監査人の報酬等が適切かつ妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を決議しており、その内容の概要は以下のとおりであります。取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬額の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、監査役の報酬については、監査役会において監査役間の協議により決定し、基本報酬のみを支給しております。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬については、企業価値向上に資することを原則として、経済情勢、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮したうえで、個々の取締役の報酬の決定に際しては役位、職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

口. 当社の取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、固定報酬である役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」及び事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動報酬」により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給いたします。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内となっております。また、2021年11月26日開催の定時株主総会において、事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬枠についてご承認いただきましたが、2024年11月の当社取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を変更し、事後交付型業績連動型株式報酬の支給を取りやめております。

a . 基本報酬

取締役の個人別の役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで決定をし、その額を 12等分し毎月支給いたします。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給いたします。

b.業績連動報酬

業績連動報酬として支給する金銭報酬は、各事業年度の経常利益の1.25%に相当する額を、各取締役(社外取締役を含まない。)に対して、その役位、職責等を総合的に勘案して、当該事業年度の期初に算定した割合で配分し、当該事業年度末後の毎年12月に支給いたします。なお、業績指標につきましては、当社事業の特性や内容に照らし当社の業績を適切に表すものとして経常利益を選定いたしております。

c.報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

当社は、2025年11月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」を上程しております。

当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、継続的な株主価値の向上に資するインセンティブを与えることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、取締役(社外取締役を除く。)に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額50,000千円以内とすることにつき、ご承認をお願いする予定であります。

なお、本議案の対象となる当社の取締役は、社外取締役を除く3名となります。

1 新株予約権の数

各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の上限は、520個とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各事業年度にかかる定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である普通株式の数の上限は52,000株とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

3.新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整 し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>分割(または併合)の比率</u>

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行1株当たり既発行株式数株式数新規発行前の1株当たりの時価行使価額研究

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

5.新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後4年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

6 . 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

- 7.新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- 8.新株予約権の取得に関する事項
 - (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記7に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- 9.その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

2025年11月27日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件」を上程しており、当該決議が可決され、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会で取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針が決議されますと、前記「ロ.当社の取締役の報酬制度」の内容は以下のとおりとなる予定であります。

口. 当社の取締役の報酬制度

有価証券報告書

当社の取締役の報酬は、固定報酬である役位や職責、市場動向等を総合的に判断したうえで決定する「基本報酬」及び事業年度ごとの業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的とした「業績連動報酬」並びに中長期的な企業価値向上へのインセンティブとして付与する「ストック・オプション」により構成されており、社外取締役については、基本報酬のみを支給いたします。なお、当社の取締役の報酬限度額は年額200,000千円以内となっており、金銭報酬とは別枠にて取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等は年額50,000千円以内とすることとなっております。

a . 基本報酬

取締役の個人別の役位、職責、当社の業績及び市場動向等を総合的に判断したうえで決定をし、その額を 12等分し毎月支給いたします。なお、社外取締役については、固定報酬のみを支給いたします。

b.業績連動報酬

業績連動報酬として支給する金銭報酬は、各事業年度の経常利益の0.9%に相当する額を、取締役(社外取締役を除く。)に対して、その役位、職責等を総合的に勘案して、当該事業年度の期初に算定した割合で配分し、当該事業年度末後の毎年12月に支給いたします。なお、業績指標につきましては、当社事業の特性や内容に照らし当社の業績を適切に表すものとして経常利益を選定いたしております。

c . ストック・オプション

取締役(社外取締役を除く。)に対し、基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で新株予約権としてのストック・オプションを付与いたします。付与する新株予約権の数、行使価額、行使期間、その他の具体的な内容については、株主総会で承認された報酬等の額の範囲内で、取締役会において決定いたします。

d.報酬等の種類ごとの割合

取締役の個人別の報酬等の額に対する割合については、経済情勢、業績、役位、職責を考慮し決定することとしております。

八.役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会及び報酬委員会の活動内容

(取締役会の活動内容)

2024年11月27日開催の取締役会において、当事業年度の取締役の報酬に関する決議を行いました。

(報酬委員会の活動内容)

2024年11月20日開催の報酬委員会において、当事業年度の取締役の報酬の額や算定方法について諮問を受け、審議し取締役会へ答申いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	和副华小州郊		報酬等の種類別の総額(千円)			
役員区分	報酬等の総額 (千円)	固定報酬	業績連動報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	役員の員数 (名)	
取締役 (社外取締役を除く)	66,960	66,960	-	-	5	
監査役 (社外監査役を除く)	7,560	7,560	-	-	1	
社外役員	22,680	22,680	-	-	5	

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2016年11月29日開催の定時株主総会において、それぞれ、年額200,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)、年額50,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち社外取締役は2名)、監査役の員数は3名(うち社外監査役は3名)となっております。
 - 2.2021年11月26日開催の定時株主総会において、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度(対象取締役に対して当社普通株式の付与のために支給する金銭報酬債権の各総額は年額240,000千円以内、交付する株式数は合計年15,000株以内)の導入について決議されておりますが、2024年11月の当社取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を変更し、事後交付型業績連動型株式報酬の支給を取りやめております。
 - 3. 上記には、2024年11月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名(うち社外監査役1名)並びに2025年8月31日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
 - 4. 当事業年度に係る業績連動報酬に関する金銭等の支給はありませんでした。
 - 5. 上記支給額のほか、当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して交付した事後交付型業績連動型株式報酬の過年度の費用計上額の調整額 6千円があります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を得ることを目的とする株式を純投資目的である投資株式と区分し、それ以外の投資株式を純投資目的以外の投資株式と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は、事業上の連携開始・強化等、企業価値の向上に資すると見込まれる場合に、他社の株式を取得することがあります。他社の株式を取得する場合は、社内規程に基づき、取得意義や経済合理性の観点を踏まえて取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有継続の合理性を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の合計額 (千円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄) 該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄) 該当事項はありません。

c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて 作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年9月1日から2025年8月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容、変更等について適正に判断し対応できる体制を整備するため、随時社内研修の実施や外部研修への参加等を行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,330,108	1,255,186
売掛金	281,894	310,064
仕掛品	84,802	82,691
前渡金	24,543	13,096
前払費用	34,145	32,398
その他	75,491	36,656
流動資産合計	1,830,985	1,730,094
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	11,025	10,224
工具、器具及び備品(純額)	11,041	13,207
有形固定資産合計	1 22,066	1 23,431
無形固定資産		
運営権	186,666	116,666
無形固定資産合計	186,666	116,666
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	-	1,000
繰延税金資産	64,677	82,238
その他	42,066	31,233
投資その他の資産合計	106,744	114,471
固定資産合計	315,478	254,570
資産合計	2,146,463	1,984,664

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,872	54,723
1 年内償還予定の社債	196,000	200,000
1 年内返済予定の長期借入金	283,627	308,626
未払金	304,225	118,570
未払費用	213	1,500
未払法人税等	4,747	9,378
前受金	2 81,821	2 13,209
預り金	20,366	18,859
株式給付引当金	3,509	-
その他	9,395	39
流動負債合計	963,777	724,907
固定負債		
社債	40,000	260,000
長期借入金	405,814	398,878
その他	-	5,512
固定負債合計	445,814	664,390
負債合計	1,409,591	1,389,297
純資産の部		
株主資本		
資本金	574,229	575,708
資本剰余金		
資本準備金	1,181,522	1,183,000
資本剰余金合計	1,181,522	1,183,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	934,765	1,066,344
利益剰余金合計	934,765	1,066,344
自己株式	96,967	96,997
株主資本合計	724,019	595,367
新株予約権	12,852	-
純資産合計	736,871	595,367
負債純資産合計	2,146,463	1,984,664
		, , ,

【損益計算書】

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	(自 至	当事業年度 2024年9月1日 2025年8月31日)
売上高	1 2,449,916		1 2,316,539
- 売上原価	1,732,491		1,833,460
売上総利益	717,424		483,079
販売費及び一般管理費	2, 3 596,422		2, 3 612,728
営業利益又は営業損失()	121,002		129,648
営業外収益			·
受取利息	70		1,860
為替差益	61		179
物品売却益	129		-
ポイント還元収入	886		1,285
その他	84		40
営業外収益合計	1,232		3,365
営業外費用			
支払利息	3,603		12,525
社債利息	2,121		3,296
株式交付費	-		60
社債発行費	-		11,039
新株予約権発行費	2,385		-
固定資産除却損	4 0		4 36
その他	882		280
営業外費用合計	8,992		27,239
経常利益又は経常損失()	113,242		153,522
特別利益			
新株予約権戻入益			7,650
特別利益合計	<u> </u>		7,650
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	113,242		145,872
法人税、住民税及び事業税	3,267		3,267
法人税等調整額	17,713		17,560
法人税等合計	20,980		14,293
当期純利益又は当期純損失()	92,261		131,578

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)		当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日	
区分	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
分務費		715,134	39.4	656,095	35.8
経費		1,101,584	60.6	1,175,254	64.2
当期総製造費用		1,816,718	100.0	1,831,349	100.0
期首仕掛品棚卸高		574		84,802	
合計		1,817,293		1,916,151	
期末仕掛品棚卸高		84,802		82,691	
当期売上原価		1,732,491		1,833,460	

(注) 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
プラットフォーム手数料 (千円)	344,724	278,509
外注費 (千円)	423,586	548,177

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

	株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金	
	資本金			その他利益剰余金	利益剰余金
		資本準備金	合計	繰越利益剰余金合計	合計
当期首残高	573,229	1,180,522	1,180,522	1,027,027	1,027,027
当期变動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	1,000	1,000	1,000		
当期純利益				92,261	92,261
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期变動額合計	1,000	1,000	1,000	92,261	92,261
当期末残高	574,229	1,181,522	1,181,522	934,765	934,765

	株主	資本	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	利1亿人了公分任	
当期首残高	96,967	629,757	-	629,757
当期变動額				
新株の発行(新株予約権の行使)		2,000		2,000
当期純利益		92,261		92,261
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			12,852	12,852
当期変動額合計	-	94,261	12,852	107,114
当期末残高	96,967	724,019	12,852	736,871

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

	株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金	
	資本金	資本金	│ │ │ │ │ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	その他利益剰余金	利益剰余金合計
		貝 华 伊本	合計	繰越利益剰余金	
当期首残高	574,229	1,181,522	1,181,522	934,765	934,765
当期変動額					
新株の発行	1,478	1,478	1,478		
当期純損失()				131,578	131,578
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	1,478	1,478	1,478	131,578	131,578
当期末残高	575,708	1,183,000	1,183,000	1,066,344	1,066,344

	株主	 資本	が# フ <i>ル</i> #	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	新株予約権	
当期首残高	96,967	724,019	12,852	736,871
当期变動額				
新株の発行		2,956		2,956
当期純損失()		131,578		131,578
自己株式の取得	29	29		29
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			12,852	12,852
当期変動額合計	29	128,651	12,852	141,504
当期末残高	96,997	595,367	-	595,367

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	113,242	145,872
減価償却費	77,235	79,064
賞与引当金の増減額(は減少)	27,666	-
受取利息及び受取配当金	70	1,860
支払利息及び社債利息	5,724	15,821
社債発行費	-	11,039
株式交付費	-	60
株式報酬費用	8,711	5,209
新株予約権発行費	2,385	-
ポイント還元収入	886	1,285
物品壳却益	129	-
固定資産除却損	0	36
新株予約権戻入益	-	7,650
売上債権の増減額(は増加)	286,065	28,169
棚卸資産の増減額(は増加)	84,227	2,110
未収入金の増減額(は増加)	60,425	68,586
仕入債務の増減額(は減少)	16,907	5,149
未払金の増減額(は減少)	153,905	185,242
前受金の増減額(は減少)	48,636	68,612
その他	134,120	23,083
小計	308,016	295,415
利息及び配当金の受取額	70	1,860
利息の支払額	6,361	14,268
ポイント還元金の受取額	886	1,285
法人税等の支払額	3,722	3,540
営業活動によるキャッシュ・フロー	298,889	310,079
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	180,000	-
定期預金の払戻による収入	440,000	-
有形固定資産の取得による支出	9,886	10,877
有形固定資産の売却による収入	126	-
関係会社株式の取得による支出	-	1,000
敷金及び保証金の差入による支出	2,004	5,499
敷金及び保証金の回収による収入	-	16,000
預り保証金の受入による収入	-	5,512
その他	129	
投資活動によるキャッシュ・フロー	248,363	4,135
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	500,000	300,000
長期借入金の返済による支出	235,820	281,937
社債の発行による収入	-	488,960
社債の償還による支出	258,000	276,000
株式の発行による収入	2,000	-
新株予約権の発行による収入	5,264	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	13,444	231,023
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	560,697	74,921
現金及び現金同等物の期首残高	769,411	1,330,108
現金及び現金同等物の期末残高	1,330,108	1,255,186
坑並以び坑並門守物の朔不伐同	1,330,100	1,200,100

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2.棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10~24年

工具、器具及び備品 4~10年

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、運営権についてはその効果の及ぶ期間 (5年) に基づいております。

4. 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(2) 社債発行費

支出時に全額費用処理しております。

(3)新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上 しております。

(2) 株式給付引当金

当社の取締役及び従業員に対する将来の当社株式の給付に充てるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

収益の主要な区分におけるそれぞれの収益の計上基準は、以下のとおりであります。なお、約束した対価の金額は、概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(自社開発・運営モバイルゲーム内課金)

モバイルゲームの企画・開発・運営・販売を行っております。当該サービスの顧客との契約における履行義務は、顧客であるユーザーに対し、モバイルゲーム内キャラクター等をユーザーが使用できる環境を維持・提供することであると判断しております。そのため、提供するアイテムの性質に応じて顧客の見積り利用期間に基づいて履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。ただし、ユーザーが継続して利用するキャラクター等は、レアリティが高いものに限定されており、それ以外のキャラクター等に関しては入手後長期間使用されることは稀であることから、ユーザーがモバイルゲーム内通貨を消費した時点で収益として認識する場合と比較して収益の額に重要な差異は生じないものと判断しております。

(他社共同開発・運営モバイルゲームの役務提供に係る収益)

他社と共同してモバイルゲームの開発・運営を行っております。当該サービスの顧客との契約における 履行義務は、顧客である企業に対し、当社が開発・運営業務等の役務提供を行うことであると判断してお ります。そのため、当社から顧客への役務提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を 認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、ユーザーからの課金収入に応じて算定されておりま す。

(受託開発・運営に係る収益)

他社から受託しモバイルゲームの開発・運営を行っております。受託開発における履行義務は、顧客である企業に対し開発するモバイルゲームの提供であると判断しております。そのため、一定の期間にわたり充足される履行義務については、期間がごく短いものを除き、開発の進捗度(見積総原価に対する発生原価の割合)に応じて履行義務が充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識し、一時点で充足される履行義務については、顧客の検収時点で収益を認識しております。

また、受託運営における履行義務は、顧客である企業に対しモバイルゲームの運営に係る受託したサービスの提供であると判断しております。そのため、受託サービスの提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。当社が顧客から受け取る対価は、契約に定められた報酬及び、ユーザーからの課金収入に応じて算定されております。

(広告の配信に係る収益)

モバイルゲーム内での広告配信を行っております。当該サービスにおける履行義務は、顧客であるアドネットワーク事業者が指定する広告を自社運営のモバイルゲーム内で配信することであると判断しております。そのため、顧客との契約に基づき広告の配信を通じて履行義務が充足されると判断し、配信した広告数等に応じて収益を認識しております。

8. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度	
繰延税金資産	64,677	82,238	

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

事業計画を基礎として見積られた将来の課税所得に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金の解消時期をスケジューリングし、将来の税金負担額を軽減する効果を有する繰延税金資産の金額を 算出しております。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画であります。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

(2) に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の財務諸表において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(無形固定資産の評価)

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
運営権	186,666	116,666

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

2022年5月1日付でプラスユー株式会社との「クラッシュフィーバー」に関する業務提携の解消及び同社からの固定資産の取得を行いました。運営権は、その効果の及ぶ期間にわたって定額法で償却しております。運営権の減損の兆候の把握においては、取得時の事業計画からの乖離状況、経営環境や市場動向の変化等の当社が利用可能な情報を用いて検討しております。当事業年度末において、ユーザー数や平均課金額の減少の影響を受けて、取得時の事業計画に対する売上高や営業損益が下方に乖離している状況から、減損の兆候があると判断しましたが、事業計画に基づいて算出される割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

(2) 当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

運営権の金額の算定の基礎となった事業計画における主要な仮定は、ユーザー数や平均課金額等の予測を踏まえた売上高に関する計画であります。ユーザー数や平均課金額等の予測は、過去の実績及び現在の経営環境を考慮して、将来の経営戦略に基づき見積っております。

(3) 翌事業年度の財務諸表に与える影響

(2) に記載した主要な仮定について、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事 業年度の財務諸表において運営権の評価に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準 委員会) 等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年8月期の期首から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において営業外収益の「その他」に含めておりました「受取利息」は、金額的重要性が増した ため、当事業年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸 表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、営業外収益に表示していた「その他」155千円は、「受取利息」70千円、「その他」84千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
 48,681千円	55,212千円

2 前受金のうち、契約負債の金額は、「注記事項(収益認識関係) 3.顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 (1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(損益計算書関係)

- 1 顧客との契約から生じる収益 売上高は、顧客との契約から生じる収益であります。
- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	(自 至	前事業年度 2023年 9 月 1 日 2024年 8 月31日)	(自 至	当事業年度 2024年 9 月 1 日 2025年 8 月31日)
役員報酬		106,200千円		97,200千円
給料及び手当		183,744		158,970
広告宣伝費		58,999		102,269
支払手数料		86,887		80,336
減価償却費		1,436		1,530
おおよその割合				
販売費		10%		17%
一般管理費		90%		83%

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
研究開発費	- 千円	58,028千円

4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
工具、器具及び備品	0千円	36千円
計	0	36

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1 . 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,592,412	2,000	-	2,594,412
合計	2,592,412	2,000	-	2,594,412

⁽注)普通株式の発行済株式総数の増加2,000株は、新株予約権の行使による増加2,000株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
自己株式				
普通株式	48,632	-	-	48,632
合計	48,632	-	-	48,632

3.新株予約権等に関する事項

		新株予約権の	新株予	約権の目的と	なる株式の数	(株)	当事業年度
区分	新株予約権の内訳	目的となる株 式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業年度末	末残高 (千円)
	第2回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第4回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第 6 回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第7回ストック・オプ						
提出会社	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第9回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第10回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権						
	第11回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	12,852
	権(注)2						
	合計		-		-		12,852

- (注) 1. 当事業年度末において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。この新株予約権の 付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。詳細につきまして は、「注記事項(ストック・オプション等関係)」をご参照ください。
 - 2. 第11回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
 - 4.配当に関する事項
 - (1)配当金支払額 該当事項はありません。

EDINET提出書類 ワンダープラネット株式会社(E36661) 有価証券報告書

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,594,412	3,800	-	2,598,212
合計	2,594,412	3,800	-	2,598,212

(注)普通株式の発行済株式総数の増加3,800株は、事後交付型業績連動型株式報酬制度による新株式の発行による増加3,800株であります。

2. 自己株式に関する事項

	当事業年度期首株 式数(株)	当事業年度増加株 式数(株)	当事業年度減少株 式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
自己株式				
普通株式(注)	48,632	24	-	48,656
合計	48,632	24	-	48,656

(注)普通株式の自己株式数の増加24株は、単元未満株式の買取りによる増加24株であります。

3.新株予約権等に関する事項

		新株予約権の	新株予	約権の目的と	なる株式の数	(株)	当事業年度
区分	新株予約権の内訳	目的となる株 式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度減少	当事業年度末	末残高 (千円)
	第2回ストック・オプ ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
	権 第4回ストック・オプ ションとしての新株予約	-	-	-	_	-	(注)1-
	権						(,=)
	第7回ストック・オプ ションとしての新株予約	-	-	-	-	-	(注)1-
提出会社	権 第9回ストック・オプ						
	ションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	(注)1-
	第10回ストック・オプ ションとしての新株予約 権	-	-	-	-	-	(注)1-
	第11回ストック・オプ ションとしての新株予約 権	-	-	-	-	-	(注) 2 -
	合計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当事業年度末において、ストック・オプションとしての新株予約権を発行しております。この新株予約権の 付与時点における公正な評価額はゼロであり、期末日時点の帳簿価額もゼロであります。詳細につきまして は、「注記事項(ストック・オプション等関係)」をご参照ください。
 - 2.この新株予約権の期末日時点の帳簿価額はゼロであります。詳細につきましては、「注記事項(ストック・オプション等関係)」をご参照ください。

- 4.配当に関する事項
 - (1)配当金支払額 該当事項はありません。
 - (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	1,330,108千円	1,255,186千円
現金及び現金同等物	1,330,108	1,255,186

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
1 年内	33,080	33,880
1 年超	54,340	29,260
合計	87,420	63,140

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については短期的な預金等に限定し、自己資金の他、必要な資金について社債の発行及 び銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は、1年以内の支払期日となっております。

社債及び借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であり、金利変動リスクに晒されております。

これらの金融負債は、流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

顧客の信用リスクについては、定期的なモニタリングにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券及び関係会社株式の非上場株式については、定期的に発行会社の財務状況等の把握を行っております。

金利変動リスクについては、定期的な金利動向の把握と、一部の借入金については金利を固定化することにより、リスク低減を図っております。

流動性リスクについては、定期的に資金繰り計画を策定し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
社債() 3	236,000	235,843	156
長期借入金()4	689,441	688,166	1,274
負債計	925,441	924,010	1,430

当事業年度(2025年8月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
社債()3	460,000	459,968	31
長期借入金()4	707,504	706,943	560
負債計	1,167,504	1,166,912	591

- () 1.「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」並びに「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を 省略しております。
 - 2.市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
投資有価証券(非上場株式)	0	0
関係会社株式	-	1,000

- 3.1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。
- 4.1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,330,108	-	-	-
売掛金	281,894	-	-	-
合計	1,612,003	-	-	-

当事業年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,255,186	-	-	-
売掛金	310,064	-	-	-
合計	1,565,251	-	-	-

(注)2.社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2024年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	196,000	40,000	-	-	-	-
長期借入金	283,627	206,936	198,878	-	-	-
合計	479,627	246,936	198,878	-	-	-

当事業年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
社債	200,000	160,000	100,000	-	-	-
長期借入金	308,626	298,878	100,000	-	-	-
合計	508,626	458,878	200,000	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(2024年8月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(2025年8月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2024年8月31日)

区分	時価(千円)			
<u>Б</u> Л	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
社債	-	235,843	-	235,843
長期借入金	-	688,166	-	688,166
負債計	-	924,010	-	924,010

当事業年度(2025年8月31日)

区分	時価(千円)			
<u>Δ</u> η	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
社債	-	459,968	-	459,968
長期借入金	-	706,943	-	706,943
負債計	-	1,166,912	-	1,166,912

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の社債発行又は借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度(2024年8月31日)

1.その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

2.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について574千円 (その他有価証券574千円)減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した 場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っております。

当事業年度(2025年8月31日)

1.子会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	1,000

2. その他有価証券

非上場株式(貸借対照表計上額0千円)は、市場価格のない株式等であることから、記載しておりません。

3.減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
販売費及び一般管理費	5,202	5,202

2.権利不確定による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 9 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
新株予約権戻入益	-	7,650

3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第2回新株予約権	第4回新株予約権	第 7 回新株予約権
	(ストック・オプション)	(ストック・オプション)	(ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役1名	当社取締役4名	当社取締役 1 名
	当社従業員23名	当社従業員42名	当社従業員120名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式21,800株	普通株式69,700株	普通株式49,440株
付与日	2015年11月19日	2016年 8 月31日	2018年 8 月31日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況	「第4 提出会社の状況	「第4 提出会社の状況
	1 株式等の状況 (2)新	1 株式等の状況 (2)新	1 株式等の状況 (2)新
	株予約権等の状況」に記載	株予約権等の状況」に記載	株予約権等の状況」に記載
	しております。	しております。	しております。
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりません。		
権利行使期間	自 2017年11月19日	自 2018年8月31日	自 2020年8月31日
	至 2025年11月18日	至 2026年8月30日	至 2028年8月30日

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第10回新株予約権 (ストック・オプション)	第11回新株予約権 (有償ストック・オプショ ン)	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1 名 当社従業員70名	当社従業員38名	当社取締役4名 当社執行役員及び従業員 5名	
株式の種類別のストック・オプ ションの数(注)	普通株式41,564株	普通株式15,980株	普通株式85,000株	
付与日	2019年 8 月31日	2020年 8 月17日	2024年 5 月 1 日	
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記載 しております。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記載 しております。	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新 株予約権等の状況」に記載 しております。	
対象勤務期間	対象勤務期間は定めておりる	ません。		
権利行使期間	自 2021年8月31日 至 2029年8月30日	自 2022年8月17日 至 2030年8月16日	自 2027年12月1日 至 2034年4月30日	

⁽注)株式数に換算して記載しております。なお、第4回新株予約権以前のものは2018年8月30日付株式無償割当(各種類株式1株に対して99株を割り当て)による割当後の株式に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(2025年8月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2018年8月30日付で各種類株式1株に対して99株を割り当てる株式無償割当を実施しており、第4回新株予約権以前のものは、当該株式無償割当を反映した数値を記載しております。

ストック・オプションの数

		第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前	(株)						
前事業年度末		-	-	ı	-	ı	85,000
付与		-	-	-	-	1	1
失効		-	-	•	-	ı	85,000
権利確定		-	-	ı	-	ı	ı
未確定残		-	-	-	-	1	-
権利確定後	(株)						
前事業年度末		11,800	44,900	30,340	27,954	10,828	1
権利確定		-	-	-	-	1	-
権利行使		-	-	-	-	-	-
失効		-	100	710	1,298	806	-
未行使残		11,800	44,800	29,630	26,656	10,022	-

単価情報

		第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第7回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格	(円)	1,000	2,500	2,500	2,500	2,500	1,191
行使時平均株価	(円)	-	-	-	-	-	-
付与日における 公正な評価単価	(円)	-	-	-	1	-	748

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

第2回、第4回、第7回、第9回及び第10回のストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値により算定しております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は、DCF方式等の結果を総合的に勘案して決定しております。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

なお、業績条件付有償ストック・オプションについては、権利確定条件を考慮し、権利不確定による失効数を見積っております。

6.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 3,127千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年8月31日)	
繰延税金資産			
税務上の繰越欠損金(注)	775,144千円	1,084,370千円	
ソフトウエア	489,191	255,711	
未払事業税	456	1,957	
その他	3,524	2,491	
繰延税金資産小計	1,268,316	1,344,530	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	775,144	1,084,370	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	428,495	177,921	
評価性引当額小計	1,203,639	1,262,292	
繰延税金資産合計	64,677	82,238	
繰延税金資産純額	64,677	82,238	

(注)税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年8月31日)

的手来干及(2021年 07101日)							
	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	5,439	6,817	77,407	-	22,190	663,288	775,144
評価性引当額	5,439	6,817	77,407	-	22,190	663,288	775,144
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年8月31日)

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金 ()	6,817	79,684	1	22,843	9,385	965,639	1,084,370
評価性引当額	6,817	79,684	-	22,843	9,385	965,639	1,084,370
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

- () 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。
 - 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 8 月31日)	当事業年度 (2025年 8 月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	-
住民税均等割	2.9	-
評価性引当額の増減(繰越欠損金の期限切れを含む)	17.0	-
その他	0.0	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.5	-

(注)当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更に伴う影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。

なお、当該資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

当事業年度末より、当社の事業動向をより明瞭に表示するために、「顧客との契約から生じる収益を分解した情報」の区分を、従来の地域別の区分(「国内」、「海外」)から収益形態別の区分(「課金・広告収入等の売上高」、「開発・運営売上高」)に変更しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の数値についても変更後の区分に組み替えて表示しております。

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント
	モバイルゲーム事業
課金・広告収入等の売上高	1,502,374
開発・運営売上高	947,542
顧客との契約から生じる収益	2,449,916
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,449,916

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

(単位:千円)

	(12:113)
	報告セグメント
	モバイルゲーム事業
課金・広告収入等の売上高	1,155,299
開発・運営売上高	1,161,240
顧客との契約から生じる収益	2,316,539
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,316,539

- (注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイル ゲーム事業」に変更しております。
 - 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 「注記事項(重要な会計方針)7. 収益及び費用の計上基準」をご参照ください。

有価証券報告書

- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	567,960	281,894
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	281,894	310,064
契約負債(期首残高)	126,741	81,821
契約負債 (期末残高)	81,821	13,209

契約負債は、アイテム課金に係る顧客からの前受金及び残存履行義務に基づいて認識した収益に係る前受金であります。

前事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、70,367千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、81,037千円であります。

また、前事業年度において、「クラッシュフィーバー」海外版のサービス終了に伴いアイテム課金に係る顧客からの前受金を取り崩し収益認識したことにより、契約負債の残高が減少しており、当事業年度において、「アリスフィクション」のサービス終了に伴いアイテム課金に係る顧客からの前受金を取り崩し収益認識したことにより、契約負債の残高が減少しております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社はモバイルゲーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(注)2024年9月1日より、従来「エンターテインメントサービス事業」としていたセグメントの名称を「モバイルゲーム事業」に変更しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他	合計
2,415,276	34,640	2,449,916

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
Apple Inc.(注)	693,732
株式会社ゲームフリーク	596,490
Google LLC(注)	587,670

(注)相手先はプラットフォーム提供会社であり、それらの会社を通じて、当社が提供するモバイルゲームの利用者(一般ユーザー)の利用料等が入金されております。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	その他	合計
2,201,885	114,654	2,316,539

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産はありませんので、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	
Apple Inc.(注)	581,518	
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	553,886	
Google LLC(注)	483,763	
株式会社ブシロード	290,475	
株式会社ゲームフリーク	281,982	

(注)相手先はプラットフォーム提供会社であり、それらの会社を通じて、当社が提供するモバイルゲームの利用者(一般ユーザー)の利用料等が入金されております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日) 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年9月1日 至 2025年8月31日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり純資産額	284.40円	233.52円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()	36.26円	51.63円
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	36.22円	- 円

- (注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期 純損失であるため記載しておりません。
 - 2.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当事業年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失		
当期純利益又は当期純損失()(千円)	92,261	131,578
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 ()(千円)	92,261	131,578
普通株式の期中平均株式数(株)	2,544,613	2,548,626
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,349	-
(うち新株予約権(株))	(2,349)	(-)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式 の概要	新株予約権5種類(新株予約権 の数70,421個(普通株式199,022 株))。	新株予約権6種類(新株予約権 の数67,724個(普通株式207,908 株))。

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

当社は、財務体質の強化を図り、運転資金を確保することを目的とし、2025年10月9日開催の取締役会において、金融機関から資金の借入を行うことを決議し、以下のとおり借入を行っております。なお、今回の借入金額の一部には愛知県信用保証協会の保証が付されており、これにより従来より借入期間を長期化することで、財務基盤の一層の安定化に繋がるものと考えております。

借入の概要

(1)借入先	株式会社名古屋銀行	
(2)借入金額	100,000千円	
(3)借入金利	基準金利 + スプレッド	
(4)借入実行日	2025年10月31日	
(5)借入期間	3年	
(6)担保等の有無	無担保・無保証	

(1)借入先	株式会社名古屋銀行
(2)借入金額	280,000千円
(3)借入金利	基準金利 + スプレッド
(4)借入実行日	2025年10月31日
(5)借入期間	10年
(6)担保等の有無	無担保・愛知県信用保証協会の保証付

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高(千円)
有形固定資産							
建物	14,477	-	-	14,477	4,252	800	10,224
工具、器具及び備品	56,270	10,466	2,570	64,166	50,959	8,263	13,207
有形固定資産計	70,748	10,466	2,570	78,644	55,212	9,064	23,431
無形固定資産							
運営権	350,000	-	-	350,000	233,333	70,000	116,666
無形固定資産計	350,000	1	-	350,000	233,333	70,000	116,666

(注) 当期の増加額は次のとおりであります。

工具、器具及び備品 PC購入(10,466千円)によるものであります。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
	年月日					年月日
第1回無担保社債	2022. 1 .25	100,000 (100,000)	-	0.31	なし	2025. 1 .24
第2回無担保社債	2022. 3 .15	32,000 (32,000)	-	0.43	なし	2025. 3 .14
第3回無担保社債	2022. 9 .12	104,000 (64,000)	40,000 (40,000)	0.23	なし	2025. 9 .12
第4回無担保社債	2025. 2 .10	-	420,000 (160,000)	0.84 ~1.05	なし	2028. 2 .10
合計	-	236,000 (196,000)	460,000 (200,000)	-	-	-

(注)1.()内書きは、1年以内の償還予定額であります。

2.決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
200,000	160,000	100,000	-	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	283,627	308,626	2.21	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	405,814	398,878	2.25	2026年 9 月 ~ 2028年 6 月
合計	689,441	707,504	-	-

- (注)1.平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	298,878	100,000	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
株式給付引当金	3,509	-	3,502	6	-

【資産除去債務明細表】

当社は、事務所等の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しております。当該資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

資産の部

イ.現金及び預金

区分	金額(千円)	
現金	5	
預金		
普通預金	1,255,181	
小計	1,255,181	
合計	1,255,186	

口.売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	145,605
Apple Inc.	134,261
Google LLC	22,372
株式会社アカツキゲームス	2,846
Google Asia Pacific Pte. Ltd.	2,838
その他	2,138
合計	310,064

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{\text{(C)}}{\text{(A)} + \text{(B)}} \times 100$	(A) + (D) 2 (B) 365
281,894	2,120,896	2,092,726	310,064	87.1	50.9

八.仕掛品

品目	金額 (千円)	
受託開発仕掛品	82,691	
合計	82,691	

負債の部

イ.買掛金

相手先	金額 (千円)
レバテック株式会社	7,897
株式会社コンフィデンス・インターワークス	6,274
株式会社プリアップパートナーズ	5,296
グロービジョン株式会社	2,340
株式会社サーチフィールド	2,136
その他	30,777
合計	54,723

口.未払金

相手先	金額(千円)
役員・従業員	61,253
日本年金機構 鶴舞年金事務所	12,033
クラスメソッド株式会社	7,850
株式会社LayerX	7,336
愛知県情報サービス産業健康保険組合	7,025
その他	23,071
合計	118,570

(3)【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(千円)	1,164,243	2,316,539
税引前中間(当期)純損失()(千円)	62,847	145,872
中間(当期)純損失()(千円)	91,339	131,578
1株当たり中間(当期)純損失()(円)	35.85	51.63

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ケ月以内
基準日	毎年 8 月31日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日、8月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代 行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代 行部
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 https://wonderpla.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、 定款に定めております。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第12期)(自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)2024年11月27日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年11月27日東海財務局長に提出

(3) 半期報告書及び確認書

(第13期中)(自 2024年9月1日 至 2025年2月28日)2025年4月14日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2024年11月29日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく 臨時報告書

2025年10月24日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4(監査公認会計士等の異動)に基づく臨時報告書

EDINET提出書類 ワンダープラネット株式会社(E36661) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年11月26日

ワンダープラネット株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

名 古 屋 事 務 所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 後 藤 泰 彦

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 水 越 徹

<財務諸表監查>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているワンダープラネット株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワンダープラネット株式会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査 法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると 判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対 応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、当事業年度末の貸借対照表において、繰延税金 資産82,238千円を計上している。注記事項(重要な会計上 の見積り)及び(税効果会計関係)に記載のとおり、将来 減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産 の総額1,344,530千円から評価性引当額1,262,292千円が控 除されている。

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)に示されている要件に基づく会社分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存しているが、特に将来の課税所得の見積りが重要である。

将来の課税所得の見積りについて、会社は、取締役会で 承認された事業計画を基礎としている。事業計画における 重要な仮定は、売上高の算定の基礎となる、ユーザー数や 平均課金額の予測であり、会社は、過年度の実績及び現在 の経営環境を考慮して見積っている。

ユーザー数や平均課金額の予測については不確実性が高 く、経営者の判断の影響を大きく受ける。

これらの重要な仮定は、売上高や営業損益の見込額及び 課税所得の見積りに重要な影響を及ぼすものであることか ら、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該 当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・取締役会で承認される事業計画の策定プロセスを理解した。
- ・また、コーポレート部門責任者による決算関連資料の検証・承認手続を含む繰延税金資産の回収可能性の判断に 関連する内部統制の整備及び運用状況を検討した。
- ・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第26号)に照らして会社分類が適切に行われているかどうかを検討するため、過去及び当期の課税所得の発生状況の推移の分析、将来減算一時差異等の解消見込額について検討した。
- ・今後のゲームリリース時期や契約形態等の事業運営方針 について経営者に質問するとともに、当該内容が適切に 事業計画に反映されているか検討した。
- ・また、取締役会が承認した将来の事業計画の達成可能性 について経営者と討議し、将来の事業計画に一定のリス クを反映させた経営者による不確実性の評価について検 討した。
- ・さらに、経営者による見積りの精度を評価するために、 過年度における事業計画と実績の比較を行った。
- ・コーポレート部門が作成した将来の課税所得の見積り と、取締役会によって承認された事業計画との整合性を 検討した。
- ・事業計画に含まれる重要な仮定であるユーザー数や平均 課金額の予測については、主要なタイトル毎にユーザー 数や平均課金額の予測について過去の実績からの趨勢分 析によりその合理性を評価した。
- ・将来減算一時差異等の将来解消見込年度のスケジューリングについて、関連資料を閲覧し、整合性を検討した。

運営権に係る減損損失の認識の要否

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由

会社は、当事業年度末の貸借対照表において、運営権 116,666千円を計上している。注記事項(重要な会計上の 見積り)に記載のとおり、モバイルゲーム事業において会社が開発・運営を担ってきたゲームタイトル「クラッシュフィーバー」について、2022年5月1日付でプラスユー株式会社との業務提携の解消に伴い、その運営権を取得したものであり、その効果の及ぶ期間にわたって定額法で償却を行っている。会社は、当該運営権をクラッシュフィーバーに係る資産グループに分類し、当該資産グループに減損の 兆候があると認められた場合には、減損損失を認識するかどうかの判定を行うこととしている。

クラッシュフィーバーに係る資産グループに係る業績は、ユーザー数や平均課金額の減少の影響を受けて、当事業年度末において取得時の事業計画に対する売上高や営業損益が下方に乖離する状況となっている。さらに、取得時の事業計画に対する今後の達成可能性、経営環境の変化の見込み等を踏まえ、会社は当事業年度末において、当該資産グループに減損の兆候を識別し、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていることから、減損損失の計上は不要と判断した。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りについて、会社は、取締役会で承認された事業計画を基礎としている。事業計画における重要な仮定は、売上高の算定の基礎となる、ユーザー数や平均課金額の予測であり、会社は、過年度の実績及び現在の経営環境を考慮して見積っている。

ユーザー数や平均課金額の予測については不確実性が高く、経営者の判断の影響を大きく受ける。

これらの重要な仮定は、売上高や営業損益の見込額及び 割引前将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及 ぼすものであることから、当監査法人は当該事項を監査上 の主要な検討事項に該当するものと判断した。

監査上の対応

当監査法人は、運営権に係る減損損失の認識の要否を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。

- ・取締役会で承認される事業計画の策定プロセスを理解し た。
- ・また、コーポレート部門責任者による決算関連資料の検証・承認手続を含む運営権に係る減損損失の認識の要否の判断に関連する内部統制の整備及び運用状況を検討した。
- ・クラッシュフィーバーに係る今後の事業運営方針につい て経営者に質問するとともに、当該内容が適切に事業計 画に反映されているか検討した。
- ・また、取締役会が承認した将来の事業計画の達成可能性 について経営者と討議し、将来の事業計画に一定のリス クを反映させた経営者による不確実性の評価について検 討した。
- ・さらに、経営者による見積りの精度を評価するために、 過年度における事業計画と実績の比較を行った。
- ・コーポレート部門が作成した割引前将来キャッシュ・フローの見積りと取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。
- ・事業計画に含まれる重要な仮定であるユーザー数や平均 課金額の予測については、過去の実績からの趨勢分析に よりその合理性を評価した。
- ・将来キャッシュ・フローに含まれる経済的残存使用年数 経過時点における正味売却価額について、その計算手法 及び決定された水準の合理性を検討した。
- ・正味売却価額の測定に用いる割引率の見積りについて、 当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の 専門家を利用して、割引率の計算手法及び計算過程が適 切かどうかを検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査 証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施 に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を 適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ワンダープラネット株式会社の2025年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ワンダープラネット株式会社が2025年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制 監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を 入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。 内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部 統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合 又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1,上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。